

事項	「なごや平和の日」の取り組みについて
内容	<p>1 概要</p> <p>名古屋空襲により犠牲になられた方々を悼むとともに、悲惨な戦争の体験・記憶を後世に語り継ぐことにより、市民の恒久平和の実現を希求する意識の醸成を図り、もって平和な社会の発展に寄与することを目的に、5月14日をなごや平和の日に制定しました。今後、なごや平和の日を中心に、年間を通じて名古屋空襲をはじめとした戦争について学び、平和について考える機会を創出していきます。</p> <p>2 なごや平和祈念式典</p> <p>(1) 日時 令和6年5月14日(火) 午後1時30分～ (開場 午後0時30分～)</p> <p>(2) 場所 岡谷鋼機名古屋公会堂(名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号)</p> <p>(3) 実施内容 (式典) 開式の言葉、式辞、献花、黙とう (平和継承企画) ・学生有志が語る「なごや平和の日」制定までのあゆみ ・名古屋空襲体験者による平和メッセージ ・市長と学生有志による平和合同宣言</p> <p>(4) 定員 先着500名(事前申込不要)</p> <p>3 なごやピースデー</p> <p>(1) 日時 令和6年5月25日(土) 午後2時00分～ (開場 正午～)</p> <p>(2) 場所 バンテリンドームナゴヤ(名古屋市東区大幸南一丁目1番1号)</p>

(3) 実施内容

中日ドラゴンズ対東京ヤクルトスワローズの試合で、名古屋空襲に関するパネルの展示や、来場者先着20,000名に記念品(クリアファイル)プレゼントなど、平和を願うイベントを行います。

(4) 参加方法

入場には当日の観戦チケットが必要です。空きがあれば当日まで購入可能です。詳しくは中日ドラゴンズの公式ウェブサイトをご確認ください。

【中日ドラゴンズ公式ウェブサイト内 試合日詳細】

<https://dragons.jp/ticket/sales/daily.php?date=20240525>

4 今後の予定

7月には平和に関するフォーラムを、12月には平和継承イベントの開催を予定しています。

備考

本件は、本日、市政記者クラブへ資料提供します。



だれもが安心して暮らせる。

そんな毎日が当たり前であるように。

名古屋市は市民のみなさまとともに、

平和の大切さを考える日を設けます。

未来へ平和をつなごう

5月14日は

「なごや平和の日」

戦争の記憶を忘れない

約80年前、名古屋市では63回にわたる空襲により、
8000人近い市民の命が失われました。

悲惨な歴史をくりかえさないためにも、

次の世代へ戦争の記憶を語りつぐことが必要です。

詳しい情報は
こちらから



名古屋市では、「なごや平和の日を定める条例」を制定し、年間を通して、
名古屋空襲により犠牲となられた方々を悼むとともに、悲惨な戦争の体験・記憶を後世に語り継ぐ取り組みを進めます。

なごや  平和の日

名古屋市公式ウェブサイト ▶ <https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000164747.html>

なんで 5月14日?

航空機産業(軍用機生産)の一大拠点であった名古屋。
アジア太平洋戦争においてアメリカ軍による空襲の標的となり、
昭和17年4月18日～昭和20年7月26日に
63回もの空襲を受け、8,000人近くの命が犠牲となりました。
5月14日は最も多い472機ものB29が来襲した日です。
市街地への広域な爆撃や名古屋城が焼失するなど
名古屋に大規模な被害をもたらしました。

(参考資料:新修名古屋史 第六巻)

私たちが平和について 考える場所や 時間はある?

「なごや平和の日」を中心に年間を通じて、
戦争体験談を聞くイベントなど、
平和について学び、考える取り組みを行います。
詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

イ ベ ン ト

なごや平和祈念式典

[参加無料]

戦争による犠牲者を悼み、平和を願います。

- 日時 5/14(火) 午後1時30分～午後3時頃
(受け付けは午後0時30分～)
- 場所 岡谷鋼機名古屋公会堂(昭和区)
- 対象 当日先着500人程度

[イベントなどについてはこちら](#)



なごやピースデー

[観戦チケット必要]

中日ドラゴンズ対東京ヤクルトスワローズの試合で、
平和を願うイベントを行います。

- 日時 5/25(土) 午後2時～(開場は正午～)
- 場所 バンテリンドーム ナゴヤ(東区)
- 受付 空きがあれば当日まで受け付け可

[チケットなどの詳細はこちら](#)



- ★記念品としてクリアファイルを
プレゼント(先着20,000部)
- ★名古屋空襲に関するパネル展示 など

昭和19年12月13日の空襲では、
東区大幸町の軍需工場(現バンテリンドーム ナゴヤ)を中心に爆撃され、
学徒動員で働いていた若者をはじめ、多くの方が犠牲になりました。



事項	「名古屋市犯罪抑止対策 2024～犯罪に強いまちをめざして～」の策定について
内容	<p>刑法犯認知件数が2年連続して前年より増加し、市民の犯罪被害への不安は解消されていないことから、引き続き犯罪抑止対策に取り組み、犯罪に強いまちを目指すため、「名古屋市犯罪抑止対策 2024」を策定しました。</p> <p>1 現状（別添資料） 名古屋市では、平成24年度より「名古屋市犯罪抑止対策」を策定し、地域団体や警察と連携した取り組みを推進してきました。その結果、刑法犯認知件数は対策を策定する前の平成23年と比較すると約60%減少いたしました。 しかし、令和5年は、刑法犯において認知件数、犯罪率とも2年連続して前年に比べて増加し、また、いずれも政令指定都市ワースト2位となりました。 特に自動車盗の認知件数については政令指定都市ワースト1位でした。また、特殊詐欺については、認知件数、実質被害総額ともに大幅に増加しました。</p> <p>2 推進目標及び重点犯罪 (1) 推進目標 「増加傾向にある刑法犯認知件数を再び減少させ、犯罪率において政令指定都市ワースト3位からの脱却を目指す」 (2) 重点犯罪 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺（737件） ・住宅対象侵入盗（350件） ・自動車盗（298件） ・自転車盗（5,373件） ・子ども及び女性を対象とした犯罪 ※（ ）内は令和5年刑法犯認知件数 </p> <p>3 対策 (1) 基本対策 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯意識の高揚 防犯キャンペーンや地域のネットワーク等を活用した防犯情報の提供等により、市民の防犯意識の高揚を図ります。 ・地域の防犯力の向上 地域の防犯団体等に対する活動支援などにより、地域全体で犯罪を抑止する土壌づくりを進めます。 (2) 重点犯罪対策 <ul style="list-style-type: none"> ・共通対策 地域団体が行う防犯カメラの新規設置・更新、防犯灯のLED化、その電気料に対し助成します。 </p>

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺対策 詐欺の手口や対策についてのリーフレット等を活用した広報や、特殊詐欺との関連が深い闇バイトの勧誘に乗らないよう啓発する SNS 広告を実施するほか、高齢者のいる世帯に対する自動通話録音機の貸与を通じて、固定電話への物理的な対策の啓発を実施します。 ・ 住宅対象侵入盗対策 防犯市民講座において被害防止対策の啓発を実施するとともに、CP建物部品[*]等の防犯製品の普及促進を図るため、チラシ等を活用した広報を実施します。 <small>※CP建物部品：一定の防犯性能があると評価された、錠、ガラス、ドア、サッシ、シャッター等の製品</small> ・ 自動車盗対策 ランドクルーザー、プリウス、アルファード等、被害多発車種に関する啓発活動の強化を図るほか、防犯市民講座において被害防止対策の啓発を実施します。 ・ 自転車盗対策 5月及び11月の各26日を自転車盗難防止「ツーロックの日」とし、ワイヤーロックを配布しツーロックを呼び掛けるほか、自転車の安全利用イベント等において自転車盗難防止の啓発を実施します。 ・ 子ども及び女性を対象とした犯罪対策 学校・園での防犯教室の開催や、保育所入所児童等への連れ去り防止標語「いかのおすし」「つみきおに」の指導を実施します。また、民間企業と連携し、女性を対象とした犯罪についての情報提供、啓発を実施します。 <p>(3) 各区重点対策 各区においては、犯罪実態に即して重点的な対策を実施します。</p> <p>※ (2) 重点犯罪対策、(3) 各区重点対策の詳細は別添資料のとおり。</p> <p><参考>令和6年2月末の犯罪発生状況 (暫定値)</p> <table border="1" data-bbox="327 1489 1412 1691"> <thead> <tr> <th></th> <th>特殊詐欺</th> <th>住宅対象侵入盗</th> <th>自動車盗</th> <th>自転車盗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>64件</td> <td>90件</td> <td>40件</td> <td>818件</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>-37件</td> <td>+23件</td> <td>+2件</td> <td>+187件</td> </tr> <tr> <td>増減比</td> <td>-36.6%</td> <td>+34.3%</td> <td>+5.3%</td> <td>+29.6%</td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>約1億5,200万円</td> <td>約7億9,500万円</td> <td>約1億1,900万円</td> <td>約1,600万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 増減、増減比は前年同期比</p>		特殊詐欺	住宅対象侵入盗	自動車盗	自転車盗	認知件数	64件	90件	40件	818件	増減	-37件	+23件	+2件	+187件	増減比	-36.6%	+34.3%	+5.3%	+29.6%	被害総額	約1億5,200万円	約7億9,500万円	約1億1,900万円	約1,600万円
	特殊詐欺	住宅対象侵入盗	自動車盗	自転車盗																						
認知件数	64件	90件	40件	818件																						
増減	-37件	+23件	+2件	+187件																						
増減比	-36.6%	+34.3%	+5.3%	+29.6%																						
被害総額	約1億5,200万円	約7億9,500万円	約1億1,900万円	約1,600万円																						
備考	<p>本件は、本日市政記者クラブへ資料提供をします。</p>																									

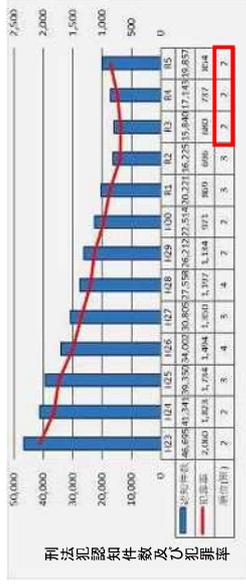
名古屋市犯罪抑止対策 2024 ～犯罪に強いまちをめざして～

1 現状

(1) 刑法犯認知件数等の推移

令和5年の市内刑法犯認知件数は19,857件で、前年に比べ2,714件(15.8%)の増加。犯罪率は854件で前年に比べ117件(15.9%)の増加となり、2年連続して増加。

犯罪率は政令市で3年連続してワースト2位となっている。



※ 政令市中の犯罪率ワースト順位

(2) 政令指定都市比較

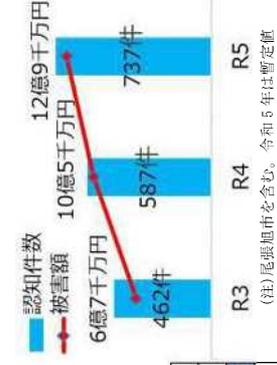
<犯罪率> ※人口10万人当たりの認知件数

1位	大阪	1,424件
2位	名古屋	854件
3位	神戸	800件

<主な罪種の認知件数>

	住宅対象侵入盗	自動車盗	自転車盗
1位	横浜 390件	名古屋 298件	大阪 12,731件
2位	名古屋 350件	横浜 189件	名古屋 5,373件
3位	仙台 303件	大阪 139件	福岡 4,302件

(3) 特殊詐欺の被害件数等の推移



(注) 尾張旭市を含む。令和5年は暫定値

2 推進目標

増加傾向にある刑法犯認知件数を再び減少させ、犯罪率において政令市ワースト3位からの脱却を目指す

3 重点犯罪

認知件数が多いことや、市民生活に大きな不安を与えている **特殊詐欺** **住宅対象侵入盗** **自動車盗** **自転車盗** **子ども及び女性を対象とした犯罪** を重点犯罪に指定して対策を推進していく。

4 施策

(1) 基本対策

区分	概要
防犯意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 各種メディアを活用した広報やキャンペーン、防犯講座等による啓発活動を実施する。 地域のネットワーク等を通じて、防犯情報を提供する。 学校等と連携した子どもを守る取り組みを推進する。
地域防犯力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 防犯団体等に対する活動を支援する。 企業等との連携を推進する。 地域の防犯活動の促進を図る。 防犯対策の充実を図る。

(2) 重点犯罪対策

区分	概要
共通	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体が行う防犯カメラの新規設置・更新、防犯灯のLED化、その電気料に対して助成する。 防犯カメラ設置の際は、犯罪抑止効果のある防犯ブレードの設置促進を図るとともに、設置場所の選定について警察に助言を依頼する。 犯罪多発地域において、青色回転灯装備車による防犯パトロールを実施する。
特殊詐欺	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けに手口と対策について紹介するリーフレットを関係機関等と連携・協力し配布するとともに、家族や地域での見守り活動による被害防止対策を実施する。 高齢者がいる世帯に対し自動通話録音機を貸与し、固定電話への物理的な対策の啓発を図る。 若者向けに、特殊詐欺と関連が深い開バイトの勧誘に乗らないよう啓発するSNS広告を実施する。
住宅対象侵入盗	<ul style="list-style-type: none"> 防犯市民講座において被害防止対策の啓発を実施するとともに、CP建物部品(注)等の防犯製品の普及促進を図るため、チラシ等を活用した広報を実施する。 防犯関係機関と連携し、多発地域において補助錠等の対策グッズの配布等により、対策強化を図る。 市営住宅等のエレベーター内において、要望に基づき防犯カメラを設置する。
自動車盗	<ul style="list-style-type: none"> ランドクルーザー、プリウス、アルファード等、被害多発車種に関する啓発活動の強化を図るほか、防犯市民講座において被害防止対策の啓発を実施する。 市内自動車販売店等と協力し、自動車利用者に対してチラシ等を用いた啓発を実施する。 市営住宅駐車場について、周囲からの見通しが確保された配置・構造にするとともに、人の行動が視認できる程度以上の照度を確保する。
自転車盗	<ul style="list-style-type: none"> 5月及び11月の各26日を自転車盗難防止「ツーロックの日」とし、アイヤローックの配布等により、ツーロックを呼び掛ける。 自転車の安全利用イベント等で自転車盗難防止の啓発を実施する。 市営有料自転車駐車場において管理人等による巡回を行うほか、防犯カメラの設置等を行う。
子ども及び女性を対象とした犯罪	<ul style="list-style-type: none"> 学校・園での防犯教室の開催や、保育所入所児童等への連れ去り防止標語「いかにおすし」「つみきおに」の指導を実施する。 小学校新入学児童に対し、防犯ブザーを配布する。 「なごやっ子あんしんメール」を用い、保護者に対し不審者情報の提供や注意喚起を実施する。 民間企業と連携し、女性を対象とした犯罪についての情報提供、啓発を実施する。

(注) 一定の防犯性能があると評価された、錠、ガラス、ドア、サッシ、シャッター等の製品

(3) 各区重点対策

基本対策及び重点犯罪対策のほか、各区の犯罪実態に即した対策を重点的に取り組んでいく。

区	概要	概要
千種区	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は1,070件で、前年に比べ10.8%増加した。重点犯罪の特殊詐欺については、53件で前年に比べ35.9%増加し、実質被害総額は前年に引き継ぎ1億円を上回った。また、区内で最も認知件数が多い自転車盗については、279件で前年に比べ36.8%増加しており、商業施設や駅周辺駐輪場に限らず、マンションや自宅駐輪場での盗難被害が増加している。住宅対象侵入盗については、18件で前年に比べ5件減少、自動車盗については、8件で前年に比べ8件減少している。</p> <p>【対策】 特殊詐欺については、警察と連携し、高齢者が多く集まる機会を捉えて多発している手口や対策について直接訴えかけるほか、高齢者福祉相談員の訪問活動の際にチラシを配布するなど、効果的な啓発を実施する。また、特殊詐欺の加害者となり得る高校生・大学生に対しても間パト防止の啓発活動を実施する。 被害件数が著しく増加している自転車盗については、被害が多発している地域にて毎月26日を中心に、自宅でもツーロックを心掛けるよう呼びかけるなどの啓発活動を実施するほか、自転車を利用する機会が多い高校生・大学生に向けた啓発活動を実施する。 住宅対象侵入盗及び自動車盗についても発生件数が減少傾向ではあるが、引き続き、多発地域にて地域や警察と連携した啓発活動を実施するほか、青色回転灯装備車によるパトロール・広報を実施する。</p>	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は1,372件で、前年に比べ増加(33%増)となった。重点犯罪の白バイ車盗は、前年に比べ著しく増加(83%増)し、刑法犯認知件数の約3割を占めた。同じく重点犯罪の住宅対象侵入盗は増加(55%増)したが、自動車盗は減少(33%減)した。特殊詐欺は、36件から55件へと19件の増加(53%増)となり、増加傾向が継続している。</p> <p>【対策】 刑法犯認知件数の中で最も多い自転車盗対策については、西警察署や区内関係機関、大規模商業施設等と連携し、毎月24日の「西区自転車安全利用の日」において啓発を行うほか、区内主要駅や区役所・支所内の駐輪場においてワイヤロックを配布し、ツーロックの徹底を呼びかける。 住宅対象侵入盗、自動車盗対策については、犯罪対策重点学区に防犯診断士を派遣し、防犯セミナーや該当地域への防犯診断を兼ねた防犯パトロールを実施する。 特殊詐欺対策については、西警察署や区内関係機関等と連携しキャンペーンを実施し、各種詐欺の手口や対策の周知など、被害防止を呼びかける。また、防犯セミナーを受講し意識を高めていただくとともに、100人に簡易型自動録音機を配布、集約した意見や効果を今後の特殊詐欺被害対策等に活用する事業を実施する。 また、毎週月曜日の「西区防犯の日」を中心に、青色回転灯装備車を所有する地域・団体と協働し、防犯活動を実施する。</p>
東区	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は916件で、前年に比べ133件(前年比+17.0%)の増加となった。重点犯罪の特殊詐欺については、28件で前年に比べ1件(前年比-3.4%)減少し、実質被害総額は約1,400万円の減少となった。また、自転車盗については299件で前年に比べ26件(前年比+9.5%)の増加となり、刑法犯認知件数のうち32.6%と大きな割合を占めている。</p> <p>【対策】 特殊詐欺については、東警察署と連携し、偶数月の年金支給日における金融機関及び商業施設のATMでの被害防止キャンペーンや、高齢者が多く集まるふれあい給食会での啓発活動を実施する。また、アプリ「アイチボリス」による被害情報をもとに、被害発生時には区役所の庁内放送や広報車による広報活動を実施する。 子どもの及び女性を対象とした犯罪については、地域による防犯カメラ及び防犯灯設置を促進する。また、若者の闇バイトへの加担を防止するため、広報用アニメ(区役所作成)を区役所1階行政情報モニターで放映し、来庁者へ被害事例を周知する。さらに、痴漢及び盗撮対策として、被害防止の広報活動を商業施設で行う。 自転車盗については、ツーロックの日を中心とした被害防止キャンペーンを実施し、自転車盗被害防止を呼びかける。</p>	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は2,225件で、前年に比べ432件(前年比+24%)の増加となった。自転車盗の被害件数は、644件で191件(前年比+42%)増加し、昨年に引き続き市内で2番目に多く発生している。特殊詐欺については、市内で6番目と順位が下がったものの、54件発生で7件(前年比+15%)増加し、実質被害総額は約8,800万円となった。住宅対象侵入盗は26件で10件(前年比+63%)増加した。</p> <p>【対策】 警察や地域と連携して、青色回転灯装備車で定期的パトロールを実施し、重点犯罪に関する広報アナウンスにより防犯意識の高揚を図り注意喚起を行う。 被害が急増している自転車盗については、利用者の多い駅や量販店、区役所駐輪場での啓発活動を実施し、自転車利用者にワイヤロックを配布してツーロックの徹底を呼び掛ける。 特殊詐欺については、中村警察署と連携して、年金支給日に金融機関窓口で被害防止のキャンペーンを行う。また、高齢者が集まる会に出向いて、新たな特殊詐欺の手口や対策については被害防止講話を実施し、高齢者や家族に注意を呼び掛ける。 また、住宅対象侵入盗については、実践的な対策講座を開催し被害状況を周知するとともに、補助錠や防犯フィルムムの利用を促す。</p>
北区	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は1,210件で、前年に比べ18.4%の増加となった。重点犯罪については、自動車盗は前年に比べ増減はなかったが、自転車盗及び住宅対象侵入盗は増加となり、自転車盗は市内で5番目、住宅対象侵入盗は市内で3番目に多く発生している。特殊詐欺については61件で前年に比べ74.3%増加となったが、実質被害総額は約150万円の減少となった。</p> <p>【対策】 重点犯罪である住宅対象侵入盗については、被害状況を周知するとともに窓に補助錠を設置する等対策を呼びかける。 自転車盗については、自転車利用者が多い場所でワイヤロックを配布し、少しの間でも必ず鍵をかけ、ツーロックをするよう啓発活動を実施する。 特殊詐欺については、警察署と連携し高齢者が集まる場において詐欺の手口や対策等被害防止の講話を実施するとともに、年金支給日に被害防止の啓発活動を行い、注意を呼びかける。</p>	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は3,274件で、前年に比べて459件増加(前年比+16.3%)し、強盗(16件)、恐喝(11件)、オートバイ盗(25件)、自転車盗(1,051件)、侵入盗(94件)などは市内で最も多い被害となり、刑法犯認知件数も市内で最も多かった。特殊詐欺については、29件の発生で前年に比べて1件増加し、実質被害総額も増加している。</p> <p>【対策】 地域や警察と連携しパトロールや啓発活動を実施し、防犯意識の高揚に努めるとともに、青色回転灯装備車によるパトロール、広報で注意喚起を促す。 自転車盗対策としては、ツーロックの口にワイヤ錠を配布し、普及に努めるとともに、放置自転車追放月間には、自転車盗対策にあわせて駐輪場の利用を促進する啓発活動を実施する。 特殊詐欺防止対策として、警察等と連携し講習会や、キャンペーンによる啓発を実施する。また、ふれあい給食会等へ出向き、被害防止を呼びかける。</p>

区	概要
<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は594件で、前年に比べ3.5%の微増となった。特殊詐欺の被害件数は44件で前年に比べ10%増加し、特に預貯金・還付金に関わる特殊詐欺が大幅に増加したが、実質被害総額は約4,100万円で前年に比べ約5,500万円の減少となった。また自転車盗は刑法犯認知件数の約3割を占めており、前年より13.3%増加の179件であった。</p> <p>【対策】 毎月第3木曜日の「昭和区防犯の日」を中心に防犯パトロールを実施するとともに、地域住民による防犯ボランティア団体である昭和外オッチングなどの地域住民と連携した啓発活動により防犯意識を高めていく。</p> <p>年々多様化する特殊詐欺については、昭和警察署や地域団体と連携し、特殊詐欺の最新情報や手口に対応した啓発活動、啓発品の作成など注意喚起を行い被害の防止に努める。</p> <p>また自転車盗については、昭和警察署や地域住民と連携し「ツローックの日」や地域の自転車教室での鍵かけ徹底の呼びかけや、ワイヤー錠・チャランの配布など啓発活動を強化する。併せて、被害多発地域を中心に青色回転灯装備車による巡回を実施し注意喚起を行う。</p>	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は、10年連続16区の中で一番少ない513件で、前年に比べ75件(17.1%)の増加となった。重点犯罪の特殊詐欺については45件で前年に比べ7件(18.4%)増加し、自動車盗は12件で前年に比べ倍増、自転車盗は88件で前年に比べ4件(4.8%)増加した。住宅対象侵入盗は前年と同じ16件であった。</p> <p>【対策】 特殊詐欺については、瑞穂警察署と協力して区役所内に設置した啓発メッセージを印刷した椅子カバーやDVDの放映及び民生委員による巡回見守り活動(Mアラート)などにより、被害防止のための注意喚起や啓発活動を実施する。</p> <p>また、自動車盗をはじめとした刑法犯認知件数の減少に向けて、青色回転灯装備車によるパトロールの実施や、警察署と連携した啓発キャンペーン、ジョギングキャンペーンの推進などを行う。</p>
<p>瑞穂区</p>	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は674件で、前年に比べ10.3%の増加となった。重点犯罪については、自動車盗、住宅対象侵入盗は減少したが、特殊詐欺、自転車盗は増加した。特に特殊詐欺は16件増加し(前年比+76.2%)実質被害総額は3,000万円以上増加した。</p> <p>【対策】 特殊詐欺については、被害となりうる高齢者や子や孫などの見守り世代へ啓発する。また、大学との協働などにより若者の闇バイト加担防止についてSNS広告など世代にあわせた啓発を実施する。さらに、ふれあい給食会やサロン等の高齢者が集まる機会やケアマネジャー研修等の高齢者に接する方が集まる機会を捉えて、特殊詐欺被害防止に向けた講話を実施する。</p> <p>自転車盗については、「ツローックの日」などの機会を捉え、警察と協働して「仕掛学」を活用した自転車盗難防止対策を実施する。</p> <p>犯罪被害を防ぐため、引き続き地域のみなさまや警察、郵便局などと協働してキャンペーン等の啓発活動を実施する。</p>

区	概要
<p>中川区</p>	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は1,798件で、前年に比べ25.7%増加となった。重点犯罪のうち自動車盗については減少したものの、特殊詐欺及び住宅対象侵入盗については、前年に比べ増加した。特殊詐欺については、69件で前年に比べ46.8%増加し、名古屋市内で最も多い被害件数となった。また、自転車盗についても535件で前年に比べ49.4%と大幅な増加となった。</p> <p>【対策】 大幅な増加傾向にある特殊詐欺については、中川警察署を始め各関係機関と連携し、金融機関等でのキャンペーンやふれあい給食会等の高齢者が集まる機会における講話及び講習を実施するとともに、様々な広報媒体による注意喚起を継続的に実施する。また、被害が多発している地域を対象に啓発資材を提供するなど、地域が実施する防犯啓発活動の支援を集中的に行うことで、特殊詐欺認知件数及び特殊詐欺実質被害総額の減少を目指す。</p> <p>自転車盗については、駅や駐車場等のツローックの啓発と、中川警察署との連携により作成した啓発動画を活用し、自転車盗対策を呼びかける。</p> <p>住宅対象侵入盗、自動車盗については、発生場所、件数を記載した学区ごとの「犯罪注意マップ」を地域へ提供し、防犯活動を支援する。</p> <p>また定期的に青色防犯灯装備車による防犯パトロールを実施し、区民の防犯意識の向上を図り、自転車盗、住宅対象侵入盗、自動車盗の認知件数減少を目指す。</p>
<p>港区</p>	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は1,246件で、前年に比べ6.0%減少し、市内では港区のみが前年と比べて減少した。重点犯罪については、自動車盗については、21件と前年と比べて40.0%減少し、特殊詐欺については、32件で前年と比べて25.6%減少した。住宅対象侵入盗については、25件で前年と比べ108.3%増加し、自転車盗については、272件で前年と比べて3.4%増加した。</p> <p>【対策】 事業所・行政機関等で構成する港区犯罪抑止対策専門部会において、犯罪情勢に応じた抑止対策を協議する。</p> <p>特殊詐欺については、港区役所職員による『みなと「安・安」演劇部』の防犯講話を通じて啓発活動を行う。また、警察や郵便局等と連携して特殊詐欺被害防止キャンペーンを実施し、被害防止を呼び掛ける。</p> <p>住宅対象侵入盗及び自動車盗(自動車関連窃盗)については、被害が多発した地域の「犯罪発生マップ」を作成し、被害の実態や対策について、地域住民への周知を図る。</p> <p>自転車盗については、区内の地下鉄及びおなみ線の各駅や中学校での啓発活動を実施する。また、自転車利用者にワイヤーロックを配布するとともにツローックの徹底を呼び掛ける。</p>
<p>南区</p>	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は1,197件で、前年比177件増加(+17.4%)した。特殊詐欺は、37件と前年比11件増加(+42.3%)したが、実質被害総額は約4,650万円と前年比約2,070万円減少(-30.8%)した。住宅対象侵入盗は、18件と前年比2件減少(-10.0%)した。自転車盗は、291件と前年比91件増加(+45.5%)した。</p> <p>【対策】 特殊詐欺については、主に高齢者に照準を定め、年金支給日などに南警察署や区内金融機関、地域などと連携し、キャンペーンや防犯講話などで啓発品やチラシを配布し、区民の意識啓発を図る。</p> <p>住宅対象侵入盗については、補助錠などの啓発品やチラシをキャンペーンで配布するなどして、注意喚起を行う。</p> <p>自転車盗については、5月、11月の市の「放置自転車追放月間」、「自転車安全利用促進強化月間」の機会をとらえ、啓発品やチラシをキャンペーンで配布するなどして、啓発活動を実施する。</p> <p>その他、防犯カメラ設置の促進及び設置補助事業の積極的な活用に向けた広報や防犯灯のLED化の支援、青色回転灯装備車によるパトロールなどを通して、犯罪の発生防止に努める。</p>

区	概要
守山区	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は、前年に比べ増加となった。重点犯罪についても、住宅対象侵入盗、自動車盗、自転車盗及び特殊詐欺いずれも件数が増加している。</p> <p>【対策】 住宅対象侵入盗については、在宅時、不在時いずれも確実な施錠を行い、補助錠や警報機などの防犯設備を設置するよう呼びかける。</p> <p>次に、自動車盗については、確実な施錠を行うとともに、警報機、ハンドル固定装置、タイヤロックを設置するなど複数の盗難防止対策を行うよう呼びかける。またガレージやセンサアラートを設置するなど駐車場の安全対策、ナンバプレート盗難防止のために盗難防止ネジの取付けを行うよう呼びかけ、これらに関する啓発チラシを配布し、盗難防止の推進を図る。</p> <p>また、自転車盗を防止するため、少しの時間でも必ずカギをかけるよう呼びかけるとともに、防犯登録やツールの推進啓発を図る。</p> <p>また、特殊詐欺については、警察と連携し、多様化する特殊詐欺の窓口をふまえた防犯講座の実施やちらし・啓発品を配布し、犯罪被害の防止の取り組みを行う。また在宅中でも留守番電話設定にすることや、録音機能や着信時に警告メッセージが流れる被害防止機能付き電話機を活用するなど固定電話機の対策を呼びかける。</p> <p>子ども及び女性を対象とした犯罪については、防犯ボランティアと連携して合同パトロールの実施、チラシ・啓発品を配布するなどにより子どもや女性が対象となりやすい被害などの犯罪の抑止を図る。</p> <p>その他の罪種についても、被害実態に応じて啓発ちらし等の配布や防犯講座、パトロールなどを行い、注意を呼びかける。</p>
緑区	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は1,280件で、前年に比べ225件(+21.3%)の増加となった。重点犯罪については、住宅対象侵入盗は減少、自動車盗はほぼ横ばいであったが、特殊詐欺、自転車盗は大幅に増加した。特に特殊詐欺については、前年から21件増加し55件、実質被害総額は約5,600万円増加し約1億2,000万円と被害が拡大した。</p> <p>【対策】 特殊詐欺については、特に被害の多い高齢者への注意喚起を強化するとともに、子どもたちなど孫世代への啓発活動を実施することで、家族間のふれあひによる防犯意識の醸成に努める。</p> <p>自転車盗については、小学生を対象とした自転車安全教室等でチラシの配布などにより施錠の重要性を伝えるとともに、ツールの日などの機会を捉え、駅周辺や商業施設等でワイヤロック等を配布し注意を呼び掛ける。</p> <p>また、空き家を含む住宅を対象とした侵入盗被害対策として、地域住民や警察と連携した広報啓発活動を実施する。</p>
名東区	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は803件で、前年の715件に比べ12.3%の増加となったが、自転車盗が45件の増加、オートバイ盗が5件の増加、侵入盗が8件の増加だった。重点犯罪のうち、住宅対象侵入盗は1件の減少、自動車盗は22件の減少、特殊詐欺については7件の減少となった。</p> <p>【対策】 特殊詐欺の認知件数は減少したものの実質被害総額はほぼ横ばいのため、引き続き青色回転灯装備車による区内ATM設置場所周りの巡回を実施し、被害防止の呼びかけを行う。また、パートナレーション事業者(注1)と協力して、特殊詐欺の防止に努める。</p> <p>また、高齢者の集まるふれあひ給食会などの機会を利用して、オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺の啓発に努める。</p> <p>その他、住宅対象侵入盗については、人が集まる大型量販店などで実施する防犯キャンペーンの機会に補助錠の取り付けを勧奨し、啓発品として補助錠を配布するなど注意を呼び掛ける。</p>

区	概要
天白区	<p>【現状】 昨年の刑法犯認知件数は788件で、前年に比べ2.1%の増加となった。重点犯罪の自動車盗は減少(7件・前年比-15件)したが、住宅対象侵入盗、自転車盗、特殊詐欺は増加した(住宅対象侵入盗27件・前年比+3件、自転車盗167件・前年比+15件、特殊詐欺47件・前年比+3件)。特に特殊詐欺は、実質被害総額が約1億7,000万円、前年から9,000万円以上増加しており、市内ワースト1位となった。</p> <p>【対策】 特殊詐欺については、広報などや区版への記事掲載、巡回広報の実施、また警察署と連携して、街頭キャンペーンや、高齢者が集まる機会を捉えての講話等を行い、自宅の電話を常に留守番設定しておくことを、自分だけでなく家族や友人にも呼び掛けてもらう「常に留守番電話声掛け運動」の実施をしていく。</p> <p>また、住宅対象侵入盗については、補助錠を配布するキャンペーンを通じて施錠の徹底など、対策を働き掛けるほか、自動車盗については、ナンバプレート盗難防止ネジ取付無料キャンペーンの実施に併せて、ハンドルロックやタイヤロック等の複数対策を呼び掛ける。</p> <p>自転車盗については、年に2回、近隣の学生ボランティア団体や地域団体と連携して、大学駐車場で、チェーンロックを配布して、自転車の2か所施錠を呼び掛ける「ツーロックキャンペーン」を実施する。</p> <p>子ども及び女性を対象とした犯罪については、区民まつりのブース等で「つみきおに」色鉛筆を配布したり、巡回広報にて防犯啓発を行う。</p> <p>青色回転灯装備車による防犯パトロールを実施するとともに、年末には、「青色防犯パトロール出発式」を行い、地域や警察との連携を深めるとともに、犯罪のおこらない環境づくりを呼びかける。</p>

(注1) 事業者連携「パートナレーション事業」とは、平成27年度から区内の金融機関等に働きかけをし、生活安全運動に関わる(主に特殊詐欺)事業に賛同可能な事業者を募り、区長と事業者が協力や連携などを目的に締結するもの。

(注2) 中川区及び名東区の重点対策については、区安心・安全で快適なまちづくり協議会総会の決定をもって、確定する。

事項	令和6年度 首都圏出張時の企業訪問・企業情報の収集について								
内容	<p>1 概要 全局職員による企業誘致推進のため、首都圏へのお出張等の機会を捉え、企業訪問による企業情報の収集を実施していただくよう依頼します。</p> <p>2 対象職員 首都圏へ出張する課長級以上の職員</p> <p>3 依頼事項 (1) 首都圏出張時における企業訪問・企業情報の収集 (2) 名古屋のPRにつながる事業等に関する情報提供</p> <p>※経済局（産業立地交流課）にて、企業誘致パンフレット、グッズ、名刺台紙等をご用意していますので、企業訪問時などにご活用ください。 ※訪問先企業につきましては、誘致の実現可能性や本市内事業所の有無などは問いません。事業所以外の場所で面談を実施していただいた場合も含みますが、オンラインによる面談は含みません。</p> <p>【参考：過去実績】</p> <table border="1" data-bbox="284 1299 1337 1496"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>各局室企業訪問件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>83件（暫定）</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各局室への依頼に対する報告を集計したもの（令和6年3月31日現在）。 ※令和5年度に各局室にて実施していただいた企業訪問のうち、未報告のものがございましたら、5月31日（金）までに、経済局（産業立地交流課）までご報告ください。</p>	区 分	各局室企業訪問件数	令和5年度	83件（暫定）	令和4年度	31件	令和3年度	1件
区 分	各局室企業訪問件数								
令和5年度	83件（暫定）								
令和4年度	31件								
令和3年度	1件								
備考									

(シティプロモーションに関すること 総務局企画課シティプロモーション推進担当 内線 4450)
(企業訪問等に関すること 経済局イノベーション推進部産業立地交流課 内線 2423)

令和 6年 4月22日

各局室区長 様

総務局長
経済局長

首都圏出張時の企業訪問・企業情報の収集について（依頼）

本市への企業誘致を推進すること等を目的とし、課長級以上の職員が首都圏へ出張される際に積極的に企業を訪問し、企業情報の収集に努めていただくことを、昨年度までお願いしてきたところでございます。昨年度の訪問実績は83社であり、一昨年度の31社と比較して多くの企業に訪問していただきました。積極的なご協力に厚く御礼申し上げます。

今年度につきましても、当地域の経済の活性化のため、引き続き、企業訪問・企業情報の収集にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今年度より総務局にシティプロモーション推進の組織を設置しております。今後シティプロモーションに係る基本方針を策定し、全庁的に取り組んでいく予定ですが、首都圏への企業訪問によって、名古屋の魅力を直接伝えていただくことはまさにプロモーションの取り組みになりますので、シティプロモーションの観点からも積極的な取り組みをお願いいたします。

記

1 首都圏出張時における企業訪問・企業情報の収集

(1) 依頼内容

課長級以上の職員が、首都圏へ出張の機会に、企業を訪問し、本市のPRを行うとともに、本市への進出の可能性等についての情報を収集し、別添報告様式にて次のアドレス宛にご報告ください。（報告書提出先アドレス：a2423@keizai.city.nagoya.lg.jp）

- ※ 業務の都合等により企業には訪問せず、首都圏の他の場所で会われる場合も報告の対象としてください。
- ※ 必要な事項が記載されておりましたら、別添報告様式以外の任意の様式（復命書の写しなど）でご報告いただいても結構です。

<留意事項>

- ・訪問先企業につきましては、誘致の実現可能性や本市内事業所の有無などは問いません。展示会など、事業所以外の場所で面談を実施していただいた場合も含まれますが、オンラインによる面談は含まれません。
- ・本市の魅力や特色等の情報については、専用サイト「名古屋ビジネス進出サポートサイト」(<https://nagoya-potential.jp/>) をご参照ください。



- ・企業訪問の際にご活用いただける誘致用パンフレット、グッズ、名刺台紙等を産業立地交流課にてご用意しますので、訪問日の前日までにご連絡ください。

(2) 実施時期

令和 7年 3月31日まで

※次年度以降につきましては、改めてご連絡させていただきます。

(3) 令和 5年度の企業訪問報告について

令和 5年度に実施していただいた企業訪問につきまして、まだご報告いただいていない場合は、お手数ですが、令和 6年 5月31日までに、別添「企業情報報告フォーマット」または任意様式にて、下記担当までご報告ください。

2 名古屋のPRにつながる事業等に関する情報提供

以下に掲げる事項のように、企業訪問時に伝えるべき有益な情報や、企業の方へに知っていただきたい情報等をお持ちの場合は、経済局イノベーション推進部産業立地交流課まで情報提供をお願いいたします。名古屋への企業進出につながる補助制度等のパンフレットと共に、企業訪問時の情報として提供できるよう、情報をいただいた担当部署と調整をさせていただきます。

- ・本市に進出する企業や、そこで働く方にとってメリットとなるような、名古屋をアピールすることのできる情報
- ・民間企業の力を借りることや、連携することが必要な施策等、是非とも企業の方々に知っておいていただきたい情報

なお、シティプロモーション推進担当においては、今後産業立地交流課に情報提供いただくアピールポイントを含め、市内外の人に誇れる名古屋の魅力に関し、本依頼とは別に改めて整理をしております。

3 その他

企業訪問される前に、イントラネットのページ「首都圏出張時の企業訪問・企業情報の収集について」をご参照ください。

(所属別ページ>経済局>イノベーション推進部>産業立地交流課

<http://js-intra-s.wsus.intra.city.nagoya.lg.jp/keizai/?p=251>)

シティブロモーションに関すること 総務局企画課シティブロモーション推進担当 内線4450
企業訪問等に関すること 経済局イノベーション推進部産業立地交流課 内線2423

事項	第9期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「はつらつ長寿プランなごや2026」の策定について
内容	<p>このたび、第9期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「はつらつ長寿プランなごや2026」を策定いたしましたので報告します。</p> <p>1 計画の概要</p> <p>(1) 計画期間 令和6年度から令和8年度までの3年間</p> <p>(2) 計画の目的 この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定し、両計画を推進することにより、医療、介護、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、地域共生社会の実現に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自分らしく暮らし活躍できる『互いに長寿を歓び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』を目指すものです。</p> <p>2 計画冊子の配布</p> <p>(1) 配布場所 市民情報センター、各区役所情報コーナー、各区福祉課、支所区民福祉課</p> <p>(2) 配布開始日 令和6年5月13日（月） なお、本日4月22日（月）から市公式ウェブサイト上で計画を公開</p> <p>3 その他 令和5年12月11日から令和6年1月19日まで実施したパブリックコメントに寄せられた市民意見に対する市の考え方についても、本日から市公式ウェブサイト上で公開するとともに、上記2「計画冊子の配布」の場所及び開始日より配布します。</p> <p>4 添付資料 「はつらつ長寿プランなごや2026」概要版</p>
備考	本件は、本日（4月22日）市政記者クラブに資料提供します。

第9期 名古屋市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
はつらつ長寿プラン
なごや2026

概要版

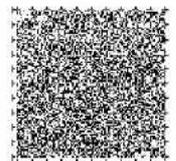
目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第2章	高齢者の現状と将来推計	3
第3章	施策の展開	4
第4章	安定した介護保険制度の運営	15

令和6年3月
名古屋市

音声コードについて

このパンフレットの紙面には、音声コードを印刷しています。
音声コードは、音声読み上げ用のコードです。このコードを専用装置で読み上げることで、記録されている情報を音声に変換することができます。この装置を使用することで、視力の弱い高齢者や視覚障害者の方に対する情報提供が可能になります。
●音声コードの横の切り込みで、コードの位置を知らせています。



第1章 計画の策定にあたって

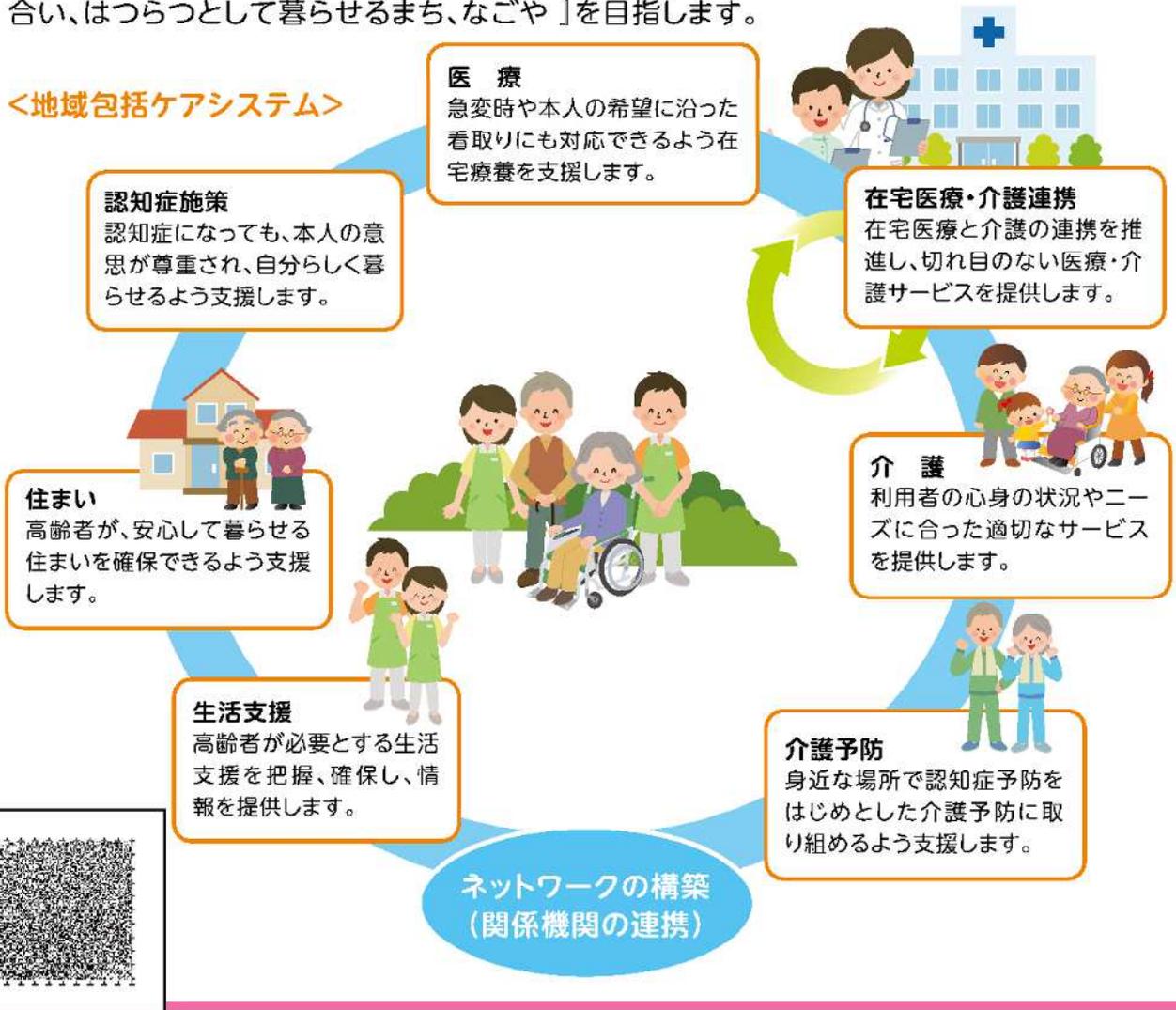
1 計画の理念

名古屋市では、高齢化率が25%を超える状況であり、超高齢社会を迎えています。団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)には、65歳以上の高齢者数が約60万人、高齢化率は25.7%に達すると推計され、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)には、総人口・現役世代人口が減少する中で高齢化率は30.7%に達し、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者数も急速に増加することが見込まれています。

今後は高齢化が一層進む2040年を見据えながら、地域共生社会(制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会)の実現を目指すことが必要とされており、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものとされています。

本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を推進することにより、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、地域共生社会の実現に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自分らしく暮らし活躍できる『互いに長寿を喜び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』を目指します。

<地域包括ケアシステム>



2 計画の視点

本市では、以下の7つの視点に基づいて高齢者施策を推進していくこととしています。

- 人間性の尊重
- 活力ある高齢期の実現
- 在宅生活の総合的支援
- とともに生きるまちづくり
- 市民の幅広い参加と民間活力の活用及び地域支援体制の構築
- 感染症への対応
- 大規模災害に対する備え



3 計画の性格

高齢者の保健と福祉について、高齢者保健福祉計画として総合的に定めるとともに、介護保険事業の保険給付の円滑な実施に関する計画である介護保険事業計画と一体的に策定します。

また、「名古屋市基本構想」を受けた総合計画としての「名古屋市総合計画」と整合性を保ちながら策定するとともに、各関係個別計画と整合の取れた計画とします。

4 計画の期間

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

第9期計画は、「地域包括ケア計画」として位置付けた第6期計画の方向性を引継ぎ、団塊の世代が75歳以上となり介護を必要とする高齢者が急激に増加する2025年（令和7年）を迎え、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢化が一層進む2040年（令和22年）を見据え、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを施策推進の目標とします。

【第9期計画の位置づけ】



第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者人口等

(1) 高齢者人口

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和5年に59万3千人であったものが令和7年(2025年)には59万7千人、令和22年(2040年)には69万4千人になると見込まれます。特に75歳以上の後期高齢者は令和5年に33万7千人であったものが令和7年には35万6千人となり、総人口に占める割合も14.5%から15.3%と大幅に増加すると見込まれます。

(2) ひとり暮らし高齢者数等

ひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみを合わせた高齢者数は、年々増加しており、今後の高齢者人口の増加に伴い、増加することが見込まれます。

(3) 認知症高齢者数

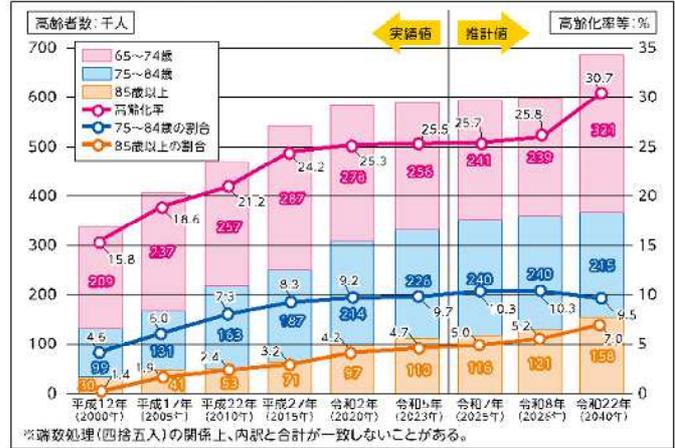
高齢化の進展に伴い認知症高齢者の数は今後も増加が見込まれており、令和22年には令和2年に比べ47.5%増加すると予測されます。

2 要介護・要支援者

要介護・要支援者は、介護保険法施行以来年々増加しており、平成12年4月の法施行時には27,234人でしたが、令和5年9月末には120,367人と約4.4倍となっています。

第9期計画では要介護者数の増加が見込まれますが、要支援者数や事業対象者数は減少や横ばいとなることを見込まれます。

〈高齢者人口の推移と将来推計〉



〈ひとり暮らしの高齢者数〉

区分	平成30年 (2018年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
人数	99,948	105,506	106,212	107,990

※名古屋市長寿者世帯実態把握調査結果(各年10月1日現在)

〈75歳以上の高齢者のみの世帯数〉

区分	平成30年 (2018年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
世帯数	28,707	28,625	28,089	29,113

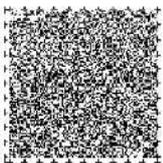
※名古屋市長寿者世帯実態把握調査結果(各年10月1日現在)

〈認知症高齢者数〉

区分	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
認知症高齢者数	101,000人	113,000人	125,000人	149,000人
増加率	—	11.9%	23.8%	47.5%

※厚生労働省の「日本における認知症の高齢者人口の将来推移に関する研究」による全国の認知症有病率推定値をもとに本市における認知症高齢者数を推計

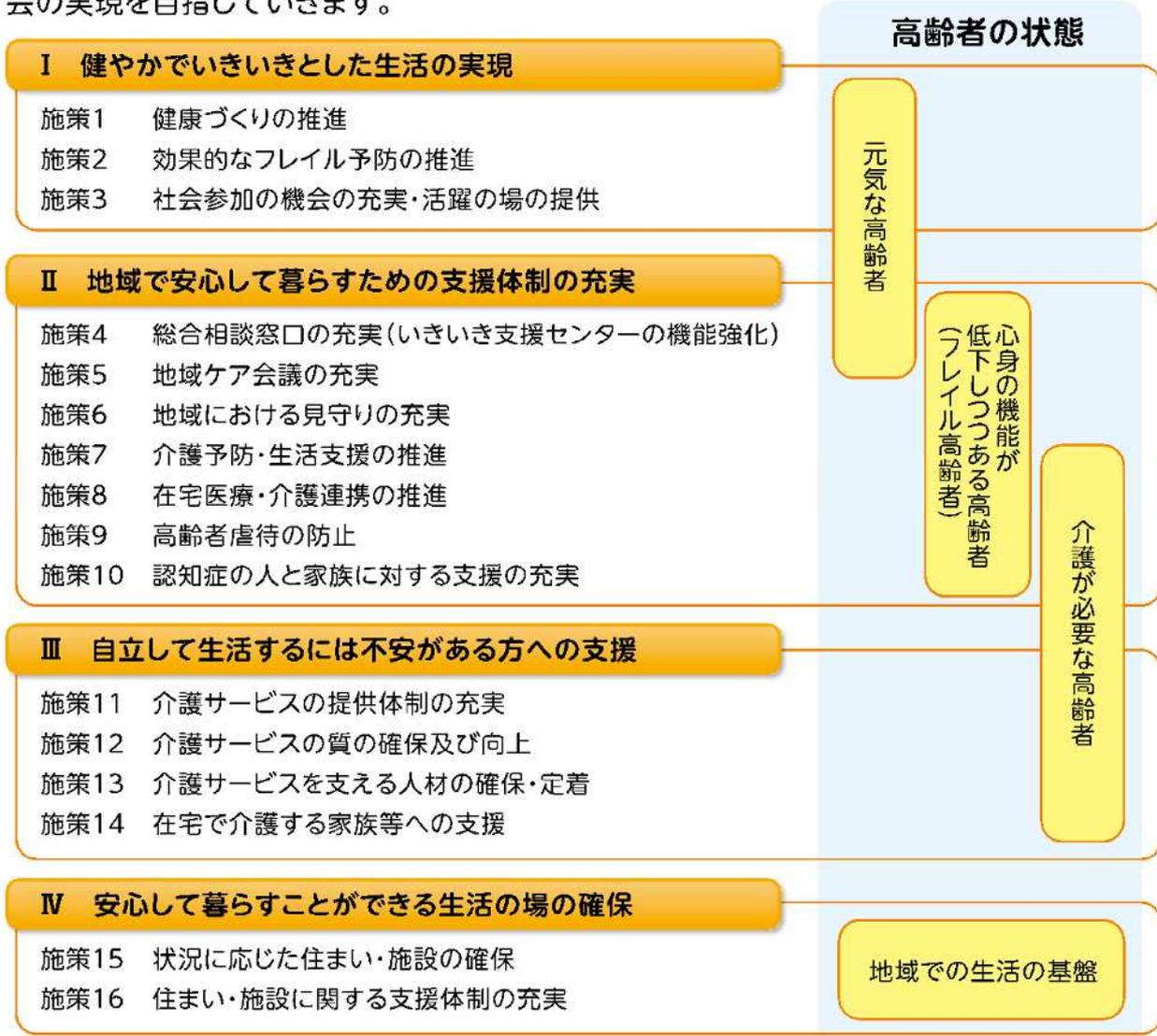
〈要介護・要支援者数の推移と将来推計〉



第3章 施策の展開

1 施策推進の方向性

高齢者が生きがいを持って暮らし、社会において積極的に役割を担い、活躍できるような環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしく暮らすことができるよう、医療、介護、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、地域共生社会の実現を目指していきます。



2 施策の体系

I 健やかでいきいきとした生活の実現

【施策】	【主な事業】
1 健康づくりの推進	健康増進事業、がん対策 等
2 効果的なフレイル予防の推進	フレイル予防の推進、地域サロン活動等支援事業、高齢者サロンの推進、福祉会館認知症予防教室 等
3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供	敬老パス、福祉会館、老人クラブ支援、高齢者就業支援センター、誠城学園、地域支えあい事業 等

II 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

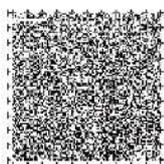
4 総合相談窓口の充実 (いきいき支援センターの機能強化)	いきいき支援センター、高齢者いきいき相談室
5 地域ケア会議の充実	地域ケア会議
6 地域における見守りの充実	見守り支援事業、高齢者見守り協力事業者登録事業、高齢者福祉相談員、ひとり暮らし高齢者緊急通報事業 等
7 介護予防・生活支援の推進	生活支援型訪問サービス、地域支えあい型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス、生活支援の推進 等
8 在宅医療・介護連携の推進	はち丸在宅支援センター、はち丸ネットワーク、在宅歯科医療・介護連携推進事業 等
9 高齢者虐待の防止	高齢者虐待相談センター、高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口 等
10 認知症の人と家族に対する支援の充実	認知症サポーター、もの忘れ検診、認知症疾患医療センター、認知症カフェ 等

III 自立して生活するには不安がある方への支援

11 介護サービスの提供体制の充実	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護 等
12 介護サービスの質の確保及び向上	介護事業所の指導、介護サービス情報の公表 等
13 介護サービスを支える人材の確保・定着	定着支援・人材育成、介護職に関する情報発信 等
14 在宅で介護する家族等への支援	介護保険制度等の周知、排せつケア相談支援事業 等

IV 安心して暮らすことができる生活の場の確保

15 状況に応じた住まい・施設の確保	市営住宅への入居機会の確保、市営住宅のバリアフリー化、サービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホーム 等
16 住まい・施設に関する支援体制の充実	市営住宅ふれあい創出事業、高齢者の居住支援に関する情報提供 等



3 施策の展開

I 健やかでいきいきとした生活の実現

施策1 健康づくりの推進

めざす姿

生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることにより、生涯にわたり健康で、心豊かな生活を送ることができる。

- 生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るため、健康なごやプラン21(第3次)に基づき、栄養・食生活、身体活動・運動などに関する支援、普及啓発、情報提供など各種の健康増進施策を推進します。



施策2 効果的なフレイル予防の推進

めざす姿

地域の身近な場所において、自発的・継続的にフレイル予防に取り組むことにより、自立した生活を送ることができる。

- 高齢者が自発的・継続的にフレイル予防に取り組むため、高齢期以前からフレイルの認知度の向上を図り、早期発見・早期対応等の重要性について周知、啓発を行います。
- 障害の有無や国籍等に関わらず、誰もがより身近な地域でフレイル予防に取り組めるようにするため、高齢者サロン等の住民主体の通いの場の充実を図ります。
- 骨折・転倒を予防するため、リハビリテーション専門職や栄養に関する専門職等との連携を図ります。
- 効率的なフレイル予防の取組みを推進するため、保健事業との一体的な実施を進め、地域ごとの課題の分析、効果検証を行い、関係機関等と連携します。

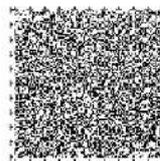


施策3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供

めざす姿

高齢者になっても健康ではつらつと暮らすことができ、生きがいを持って積極的に社会参加するとともに、意欲や能力に応じて社会において様々な役割を担い、活躍している。

- 高齢者の社会参加を支援するため、外出のきっかけづくりや仲間づくりなどの機会の充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、外出を控えている高齢者や人との関わりが減った高齢者の社会参加の支援を実施していきます。
- これから高齢期を迎える年齢層も含め、就業や地域活動等に関する環境を整備し、ニーズに見合ったきめ細かな支援の充実を図ります。



<フレイル予防>

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、元気な高齢者から心身機能が低下しつつある高齢者まで、それぞれの状態に応じて、フレイル予防に取り組んでいただけるよう支援しています。

元気な高齢者

心身機能が低下 しつつある高齢者 (フレイル高齢者)

社会参加

- 老人クラブ
- 鯉城学園
- シルバー人材センター など



住民主体の「通いの場」での活動

- 高齢者サロン
- 認知症カフェ など

保健師やリハビリテーション
専門職などを派遣

身近な地域

保健センター・福祉会館等

事業所

65歳以上の高齢者が参加できる事業

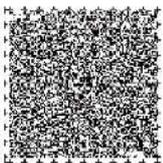
- いきいき教室【保健センター】
- 認知症予防教室【福祉会館】
- 認知症予防リーダー養成講座【福祉会館】
- はつらつ長寿推進事業
【コミュニティセンターなど】 など



要支援者等向けサービス (フレイル改善)

- ミニデイ型通所サービス
- 運動型通所サービス など

※フレイル：加齢による虚弱のこと。心身の活力が低下し、要介護状態などにつながる危険性が高く、健康な状態と要介護状態の中間的な段階であるが、早期に適切な介入・支援を行うことにより生活機能の維持・改善が可能な状態。



Ⅱ 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

施策4 総合相談窓口の充実(いきいき支援センターの機能強化)

めざす姿

地域の高齢者及びその家族等が、身近な相談窓口であるいきいき支援センター等に困り事などを気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる。

- いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の利用を促進するため、より身近な場所での設置を進め、更なる認知度の向上を図ります。
- 相談件数の増加や障害者や外国人など、その特性からより配慮が必要な方に対応するため、必要な人員の確保、関係機関との連携強化、職員の更なる資質向上を図ります。
- 包括的な相談支援を推進するため、他分野の相談支援機関や包括的相談支援チームと緊密な連携を図ります。



施策5 地域ケア会議の充実

めざす姿

各区において高齢者が安心して生活できるよう、多機関・多職種が連携し個別事例の検討を行うことで高齢者を支援するとともに、高齢者を取り巻く様々な地域課題を解決することができる。

- より多くの方に地域包括ケアシステムに関心を持ってもらえるよう、分かりやすいガイドブックの作成などを通じ、認知度の更なる向上を図るとともに、より多くの方を介護予防事業、地域支えあい事業、高齢者サロンなどの市民参加の取組みに繋げる発信を行います。
- 各区の区役所・保健センター・いきいき支援センターが主体となって地域ケア会議を運営し、高齢者を取り巻く様々な課題の解決や市施策への反映を進めるとともに、地域ケア会議では解決できない課題に対応するため、他分野の相談支援機関との連携を進めます。
- 各区地域包括ケア推進会議において把握・共有・対応策の検討がなされた地域課題について、分野を超えた課題に対応するため、重層的支援体制整備事業区連携会議との連携を進めます。
- 各区の会議の運営状況を踏まえ、区役所・保健センター・いきいき支援センター等の意見を聞きながら、会議の統廃合の検討や、複数会議の同日開催などの柔軟な運営を進めます。

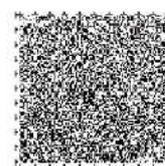


施策6 地域における見守りの充実

めざす姿

地域住民をはじめとした多様な主体による見守りや地域の身近な居場所への参加によって、地域とつながりながら暮らし続けることができる。

- 見守り支援員による働きかけや高齢者サロンなどの身近な居場所づくりを推進し、地域における高齢者見守り活動の一層の充実を図ります。
- コロナ禍を経て生まれたオンラインサロンや見守りアプリなどのICT機器を活用した新たな見守り施策を推進し、高齢者見守り活動を効果的に実施します。
- 高齢者見守り協力事業者の増加や警察関係者、見守り活動者、包括的相談支援チームといった関係機関との連携強化に加え、身寄りのない高齢者への支援の充実を図り、孤立を生まない地域づくりを推進します。



施策7 介護予防・生活支援の推進

めざす姿

高齢者が専門的な訪問・通所サービスや元気な高齢者等、地域の力も活用した多様なサービスを利用することにより、心身の機能や生活状態の維持・改善を図ることができる。

- 生活支援型訪問サービスについて、積極的なサービス提供や参入の促進を図るための環境づくりを進め、サービスの利用を促進します。
- 担い手育成のための高齢者日常生活支援研修修了者を雇用に繋げるためのマッチング事業を推進します。
- 利用者の心身の状況に応じたサービス提供が行えるよう、サービスを行う事業者の参入促進を図るとともに、サービス利用による介護予防の効果等について検証を行います。
- ボランティアに関する情報発信や提案などを行うことにより、地域での助け合い活動の担い手確保を進めるとともに、地域住民や関係機関の意見を聞きながら、支援を必要とする方の属性や居住地域等にに応じた生活支援ニーズの把握に努めます。



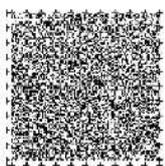
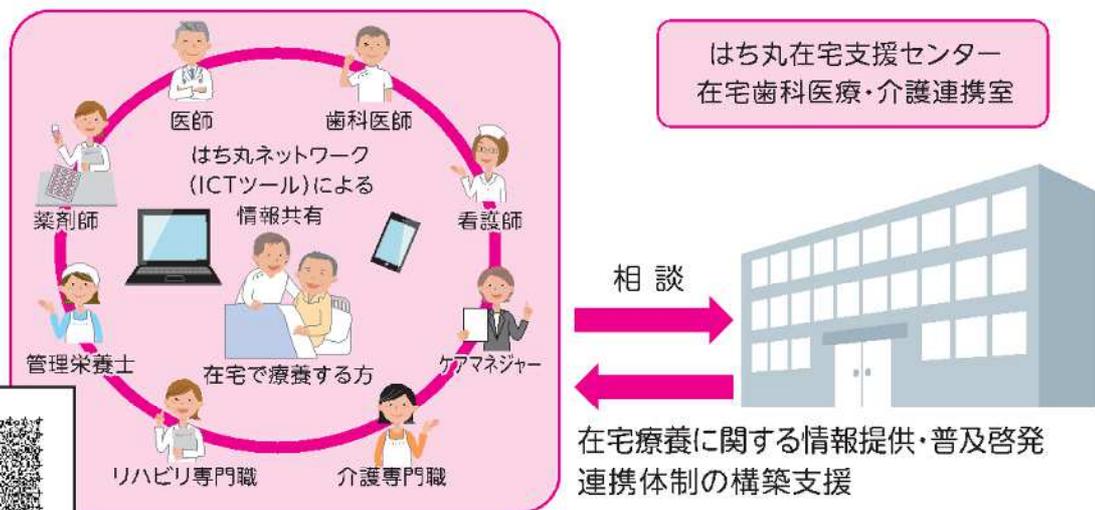
施策8 在宅医療・介護連携の推進

めざす姿

在宅医療と介護の連携を推進し、切れ目のない医療・介護サービスの提供を行うことにより、在宅で療養する高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる。

- 自宅で療養生活を送り、終末期を自宅又は病院で迎えることができるよう、往診可能なかかりつけ医、緊急時に入院できる医療機関、訪問可能な看護師や訪問介護員の確保等、在宅療養に必要な支援体制の充実や、在宅療養に係る支援の市民向け周知を図ります。
- はち丸在宅支援センターにおいて、区医師会やいきいき支援センター等の地域と連携しながら、多職種連携の強化や、はち丸ネットワークの普及促進を図ります。
- 人生の最終段階に希望する医療やケアを受けられることができるよう、市民向けACPの普及啓発を図るとともに、医療・介護関係者の意思決定支援の実践力向上を図るための研修等を実施します。
- 在宅での歯科治療・口腔ケアに関する相談対応等を実施している在宅歯科医療・介護連携室の周知を図るとともに、いきいき支援センター等の関係機関との連携を推進します。

〈在宅医療・介護連携推進体制〉



施策9 高齢者虐待の防止

めざす姿

高齢者に対する虐待を社会全体で未然に防止するとともに、関係機関の連携・協働により、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた高齢者の保護と本人の意思を踏まえた支援、養護者の支援等が行われている。

- 高齢者を虐待から守り、地域社会で尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように、相談窓口である区役所・支所、いきいき支援センター及び高齢者虐待相談センターの更なる周知を図り、虐待の防止や早期発見・早期対応につなげます。
- 虐待に関する事案が複雑化する中、被虐待者や養護者の支援を適切に行うため、区役所・支所及びいきいき支援センター職員の対応力向上を図るとともに、関係機関の一層の連携を進めます。

<高齢者虐待相談支援の流れ>



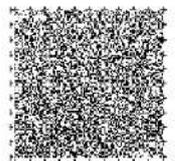
※必要な医療や介護サービスの利用を拒否するいわゆる「セルフ・ネグレクト」については、高齢者虐待に準じて対応します。

施策10 認知症の人と家族に対する支援の充実

めざす姿

認知症になっても、本人の意思が尊重され、認知症の人と家族が地域社会を構成する一員として自分らしく暮らすことができる。

- 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちを実現するため、市、市民、事業者、関係機関が一体となって認知症に関する取組みを総合的に進めます。認知症基本法に基づく「認知症施策推進基本計画(国計画)」の策定など、国の動向を注視しつつ、新たな取組みの検討など、認知症施策の更なる充実を図ります。
- 市民が認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、認知症そのものや相談窓口、認知症施策について積極的に広報啓発を行います。
- 地域住民や学校、企業等の幅広い世代に対し、認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みである「チームオレンジ」の設置を進めます。
- もの忘れ検診の精密検査費用助成や診断後支援の充実など、認知症の早期発見・早期支援の更なる推進を図るとともに、早期発見・早期対応の重要性について広報を行います。
- いきいき支援センターや認知症疾患医療センターの体制強化を図るとともに、はち丸在宅支援センターやかかりつけ医等とのきめ細かな連携を推進し、認知症と診断された方の診断から医療・介護に至る一体的支援を実現します。
- 徘徊による行方不明者を早期に発見し、事故を未然に防ぐため、はいかい高齢者おかえり支援事業及びはいかい高齢者捜索システム事業を実施するとともに、認知症の人が起こした事故を救済するため、なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業を実施します。
- いきいき支援センター等による相談支援や家族教室、家族サロン等の家族支援事業を引き続き実施するとともに、ピアサポートを重視した家族支援の更なる充実を図ります。また、認知症カフェの設置を進めるとともに、より多くの方に参加いただけるよう、チームオレンジの活用も含め、取組み内容の充実を図ります。
- 若年性認知症の特性に配慮した就労及び社会参加支援を進めます。
- 意思決定支援に関するガイドラインの普及など、認知症の人の意思決定支援に係る取組みの充実を図るとともに、成年後見制度をはじめとした、権利擁護支援に関する制度の広報・啓発や相談支援、担い手の確保・育成等を実施します。
- 認知症の人に対する虐待の防止及びその養護者に対する支援を進めます。



名古屋市認知症の人と家族が 安心して暮らせるまちづくり条例

認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、認知症の人と家族をはじめ、すべての市民が安心して暮らせるまち・なごやの実現を目指し、令和2年4月1日に施行しました。

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策

① 認知症に関する施策の総合的な推進

- 地域包括ケア推進会議認知症専門部会の設置
- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症ケアパスの作成
- 本人・家族ミーティングの実施

② 市民の理解の促進

- 認知症サポーターの養成と活動支援
- 認知症普及啓発推進事業の実施

④ 事故の防止及び救済

- はいかい高齢者おかえり支援事業
- はいかい高齢者検索システム事業
- なごや認知症の人
おでかけあんしん保険事業

③ 認知症の予防・早期発見の推進 医療・介護提供体制の充実

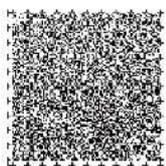
- いきいき教室の実施
- 福祉会館認知症予防教室の開催
- 認知症予防リーダー養成講座の実施
- 認知症初期集中支援チームの設置
- もの忘れ検診の実施
- 市大と連携した認知症研究
- 認知症疾患医療センターの運営
- 認知症サポート医の養成
- 認知症対応力向上研修の実施
- 認知症対応モデル病院の養成
- 認知症介護指導者の養成

⑤ 地域における相談支援の充実

- 認知症の人を介護する家族支援事業
- 認知症の人を介護する
家族ピアサポート推進事業
- 認知症カフェの推進
- 若年性認知症相談支援事業の実施
- 認知症コールセンターの運営

⑥ 権利擁護の充実

- 成年後見制度の利用促進・支援
- 障害者・高齢者権利擁護センターの運営



Ⅲ 自立して生活するには不安がある方への支援

施策11 介護サービスの提供体制の充実

めざす姿

介護サービスを必要とする方が、利用者の心身の状況や家族のニーズに合った必要なサービスを適切に利用できる。

- 地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域密着型サービスの周知や広報に取り組むなど、普及促進に努めます。
- 施設等への入所申込者については、減少傾向にあります。入所を申し込んでいる方のうち、2割程度の方は入所待機中の状態です。一方、受入れ側の施設等においては、空床が生じていることから、施設の利用実態等を勘案しつつ、過不足のない整備計画数を見込んでいきます。
- 特別養護老人ホームについては、新規整備の公募において、応募事業者が減少している状況を踏まえ、新規整備に限らず既存建物の有効活用を進めていきます。
- 厚生院の特別養護老人ホームの廃止の時期を考慮した整備を進めていきます。
- 医療的ケアの必要な方の受入れ先として、介護医療院の整備計画数を適切に見込むとともに、必要な方に利用していただけるよう、ケアマネジャー等への周知や広報にも取り組みます。また、特別養護老人ホームにおける医療的ケアの必要な方の受入状況を把握し、必要な方策を検討していきます。

<施設種別ごとの整備目標>

(単位:人)

施設区分	整備数	8年度目標量(定員)
特別養護老人ホーム	150	9,281
介護老人保健施設	0	6,427
介護医療院	597(※1)	882
認知症高齢者グループホーム	70	3,698
特定施設入居者生活介護	380(※2)	6,611

※1 介護老人保健施設からの転換による整備数、介護療養型医療施設・医療療養病床からの転換による整備数を含む。

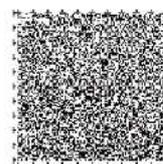
※2 住宅型有料老人ホーム等からの転換分。

施策12 介護サービスの質の確保及び向上

めざす姿

介護を必要とする方やその家族が介護事業所を適切に選択し、安心して質の高い介護サービスを受けられる。

- 介護を必要とする方やその家族がどの介護事業所を選択しても質の高い介護サービスを受けられるように、介護事業者の増加に応じた指導體制の拡充に努めながら、介護事業所への運営指導、集団指導等を効果的に行うことで介護保険制度に係る理解を徹底するとともに、利用者からの苦情や相談に適切に対応することにより、介護サービスの質の確保及び向上を図ります。
- 本市の介護保険制度の適正な運営にあたり、給付適正化について、国の方針を踏まえ、より効果的・効率的な取組みを検討します。
- 介護を必要とする方やその家族に介護事業所を適切に選択していただけるように、本市が行う介護サービスにかかる情報提供について、周知の取組みを推進していきます。
- 業務継続計画について、計画策定、研修・訓練、定期的な計画見直しが適切に実施されるよう、各事業所に対して支援する取組みを検討します。



施策13 介護サービスを支える人材の確保・定着

めざす姿

若者から元気な高齢者まで、幅広い世代の方に介護の仕事に対して関心を持ってもらうとともに、介護職員の職場への定着及び能力の向上を図り、安定して介護サービスを提供することができるようにする。

- 介護人材の確保にあたっては、定着支援・人材育成の充実や介護現場の生産性向上・負担軽減を図るために、すでに行っている有効な取組みを継続しつつ、より効果的な事業の内容や実施方法について検討します。
- 外国人人材に関する支援については、実績が低迷しており制度継続の必要性が低い「外国人介護人材日本語学習支援事業」に替えて、事業所による一人目の外国人介護人材の雇用にかかる経費を助成するとともに相談窓口を設けて支援する「外国人介護人材等導入支援事業」を実施します。
- 介護の仕事に新たに関心を持ってもらうことに加え、介護の仕事の魅力を伝えていく取組みを実施します。

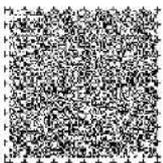


施策14 在宅で介護する家族等への支援

めざす姿

必要なときに必要なサービス等を安心して利用することで介護者の心身の負担をできる限り軽減する。

- 介護する家族等の負担を軽減し、介護を理由とした離職をなくすため、必要なときに必要な介護サービスを安心して利用していただけるよう、引き続き介護保険制度及び相談窓口を周知していきます。
- 育児等と親の介護が重なるダブルケアや、本来大人が担うと想定されている家族の世話などを日常的に子どもが行っているヤングケアラーなどの、家庭内の介護に関わる問題については、ケアマネジャーが、業務を行う中で育児を含め様々な悩みに気づくことができることから、把握した課題を踏まえたケアプランの作成や、いきいき支援センターや子育て総合相談窓口等の関係機関との連携が図られるよう、研修の充実など、適切な支援に向けた取組みを行います。
- 在宅で介護を行う家族等への支援について、充実を図ります。
- 家族や本人の負担軽減及び自立の支援のために、認知度の向上を含め、排せつケアに関する既存の取組みを一層推進していきます。
- 排せつケアに関する既存の取組みに加えて、経済的負担を軽減するための支援策の実施方法を検討し、実施を目指します。



Ⅳ 安心して暮らすことができる生活の場の確保

施策15 状況に応じた住まい・施設の確保

めざす姿

高齢者が安心して暮らせるバリアフリー化された住まいを選ぶことができるとともに、住まいに困窮する高齢者が適切な住まいを確保することができる。

また、介護サービスのうち、施設・居住系サービスを必要とする方が、適切に必要なサービスを利用できる。

- 市営住宅においては、福祉向募集や一般募集、先着順募集等を通じて、高齢者の入居機会の確保に努めるとともに、市営住宅の建替えの際にはバリアフリー化された住宅を整備するほか、既存住宅へのエレベーター設置や住戸内の手すり設置などを進めていきます。
- 民間住宅においては、バリアフリー化され、安否確認などのサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の登録等を実施していきます。



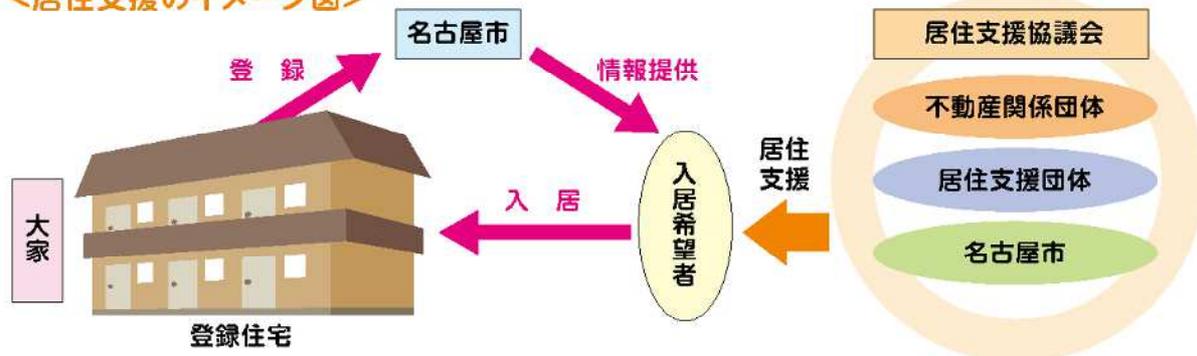
施策16 住まい・施設に関する支援体制の充実

めざす姿

高齢者が、適切に住まい・施設を選択することができ、安心して住み続けることができる。

- 市営住宅における高齢者への見守り等のふれあい創出事業を行い、高齢者の孤立を防止する取組みを継続して実施していきます。
- 名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の活動等を通じて、居住支援活動のネットワークづくりや居住支援の仕組みづくりを進めます。
- 高齢者が持ち家資産を有効活用できるように、ウェブサイト等での情報提供を実施していきます。

<居住支援のイメージ図>



第4章 安定した介護保険制度の運営

1 第9期計画期間(令和6～8年度)における保険給付費等の見込み

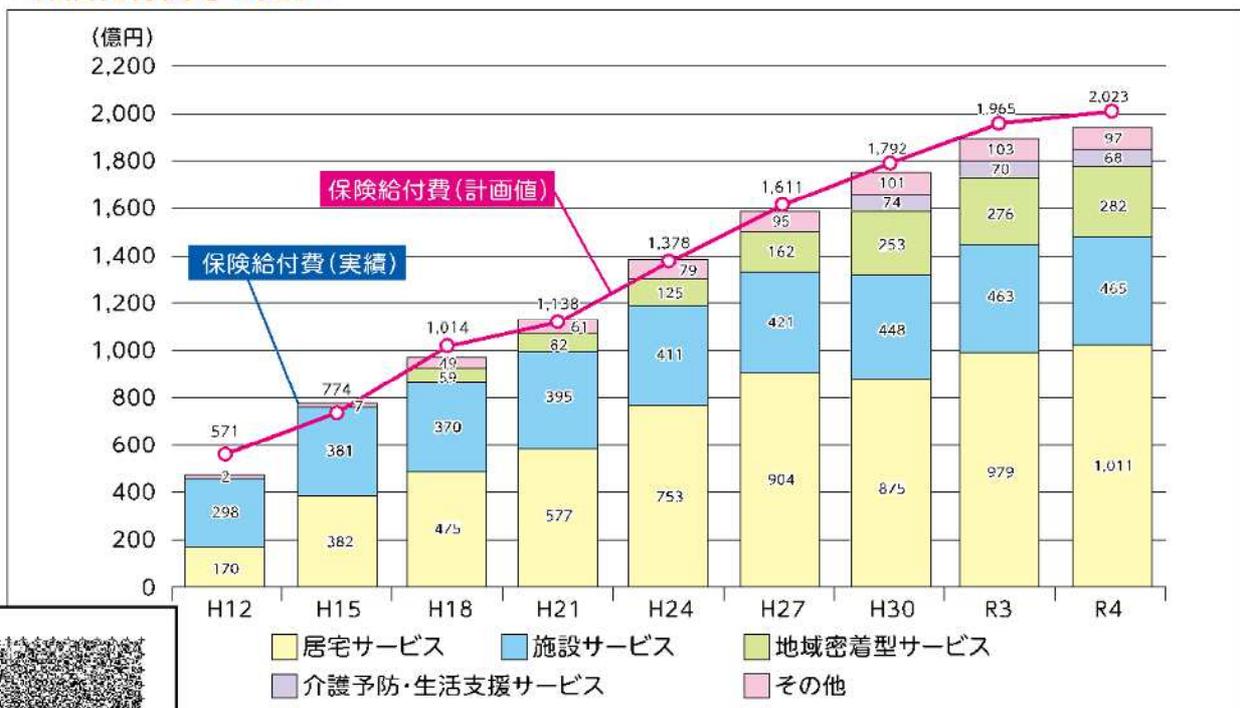
- 介護保険事業に必要な保険給付費及び地域支援事業費は、被保険者が利用するサービスの量に応じて決まります。また、このサービスの量を基に保険料額を算出しています。
- 介護サービスの利用は着実に伸びてきており、保険給付費も増加しています。
- 第9期計画期間(令和6～8年度)における保険給付費及び地域支援事業費の見込みは下表のとおりです。

(億円)

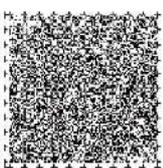
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
保険給付費	居宅サービス	1,122	1,161	1,183	3,466
	地域密着型サービス	300	303	305	908
	施設サービス	485	485	494	1,464
	その他	101	102	103	306
	小計	2,008	2,051	2,086	6,144
事業費等 地域支援	介護予防・日常生活支援総合事業	78	78	78	234
	包括的支援事業・任意事業等	39	40	40	119
	小計	117	118	118	353
合計		2,125	2,169	2,204	6,497

※「その他」は市町村特別給付、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料
 ※各数値は四捨五入しているため、合計と一致しない。
 ※包括的支援事業・任意事業等は、包括的支援事業、任意事業、保健福祉事業

<保険給付費等の推移>

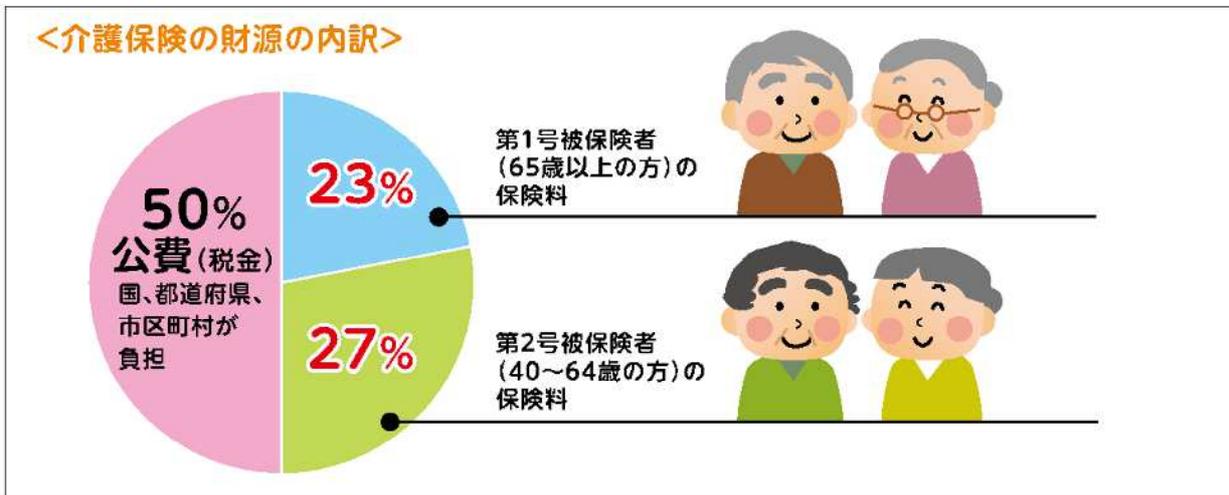


※各数値は四捨五入しているため、合計と一致しない。



2 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

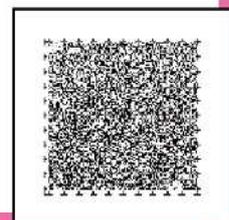
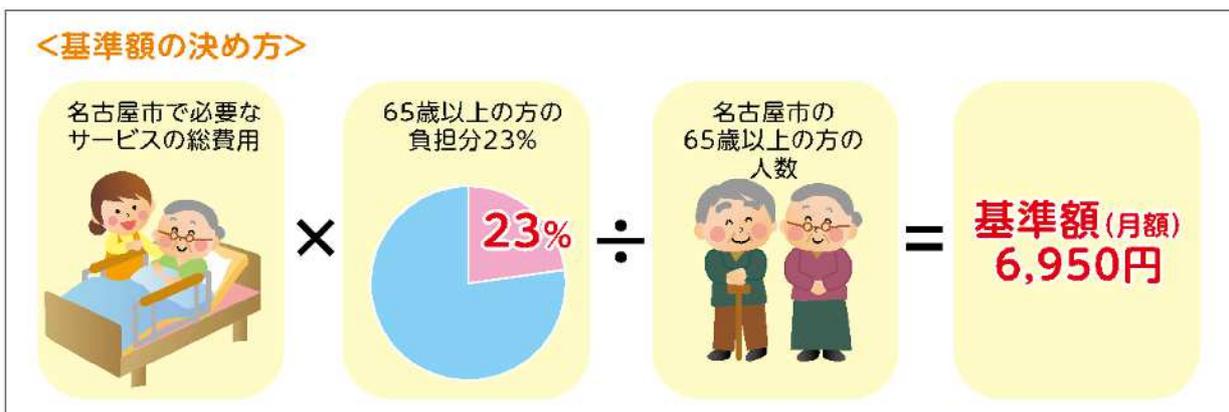
○介護保険事業に必要なサービスに要する費用は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。



○第9期計画期間(令和6~8年度)中の保険給付費及び地域支援事業費をもとに、第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)を算定しました。

被保険者個々の保険料は、それぞれの所得状況等によって異なります。

第1号被保険者の保険料基準額(月額)	6,950円
--------------------	--------



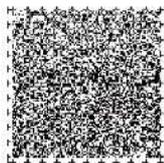
3 保険料段階

- 第9期計画期間においては、国の標準段階が多段階化され、公費による保険料軽減が縮小されました。これを踏まえ、本市の保険料も15段階から18段階へさらに多段階化を進めるとともに、低所得者の料率が上がることがないように、第1段階から第3段階の軽減前料率を引き下げ（軽減後の料率は据え置き）、第4段階の料率は国の標準段階に合わせて引き下げます。
- 基準額に対する負担割合について、第1段階及び第2段階は0.42から0.25に、第3段階は0.6から0.4に、第4段階は0.69から0.685に軽減します。（第1段階及び第2段階は年間14,179円、第3段階は年間16,680円、第4段階は年間417円の軽減）。この軽減分は、消費税を財源とした公費投入によりまかなわれています。

保険料段階区分

【保険料基準額：83,403円】

区 分		保険料額(年額)
第1段階	生活保護等を受けている方 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	20,851円 (基準額×0.25)
第2段階	世帯全員が 市町村民税非課税	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円以下の方
第3段階		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の方
第4段階		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が120万円を超える方
第5段階	本人が市町村民税 非課税で同じ世帯に 市町村民税課税者が いる方	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円以下の方
第6段階		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円を超える方
第7段階	本人が 市町村民税課税	本人の合計所得金額が80万円未満の方
第8段階		本人の合計所得金額が 80万円以上125万円未満の方
第9段階		本人の合計所得金額が 125万円以上200万円未満の方
第10段階		本人の合計所得金額が 200万円以上290万円未満の方
第11段階		本人の合計所得金額が 290万円以上400万円未満の方
第12段階		本人の合計所得金額が 400万円以上520万円未満の方
第13段階		本人の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方
第14段階		本人の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方
第15段階		本人の合計所得金額が 720万円以上820万円未満の方
第16段階		本人の合計所得金額が 820万円以上1,000万円未満の方
第17段階	本人の合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満の方	
第18段階	本人の合計所得金額が 1,500万円以上の方	



4 介護保険制度の安定した運営のための取組み

今後の介護保険料上昇抑制に向けた取組み(介護給付の適正化)

- 要介護・要支援認定の適正化やケアプランチェック、住宅改修実態調査などの取組みを行うことにより、利用者が真に必要とするサービスが事業者から過不足なく提供されるよう促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に努めます。

自立支援・重度化防止に向けた取組み

- ケアマネジャー向け研修会や介護予防・生活支援サービスの利用促進、住民主体の集いの場への専門職派遣の推進、リハビリテーションサービス提供体制の構築などの取組みを行い、自立支援・重度化防止を推進していきます。

公平公正な要介護・要支援認定

- 認定調査員研修の充実や区分変更申請等にかかる認定調査の見直しなどにより公平公正な認定調査の実施を図るとともに、「名古屋市審査部会連絡協議会」や「介護認定審査会委員研修(現任研修)」などにより円滑な審査判定と公平性の確保に取り組めます。また、要介護認定事務を集約し、審査判定の平準化や認定決定期間の短縮を図っています。

低所得者の利用者負担軽減事業

- 認知症高齢者グループホーム居住費助成や社会福祉法人による生活困難者に対する利用者負担の軽減などにより低所得者の利用者負担軽減に取り組めます。

第9期 名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
はつらつ長寿プランなごや2026(概要版)

令和6年3月発行

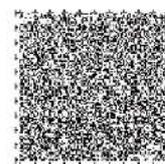
発行

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
地域ケア推進課
介護保険課
健康部保健医療課
健康増進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2542(高齢福祉課)

F A X 052-955-3367(高齢福祉課)





事項	児童虐待防止推進月間（5月）における広報啓発の取り組みについて
内容	<p>1 趣 旨</p> <p>平成25年4月に施行された「名古屋市児童を虐待から守る条例」において、毎年5月と11月を児童虐待防止推進月間とし、児童を虐待から守り、児童虐待問題について、深い理解と協力を得ることができるよう、各種のPR活動を通して、市民及び関係者への呼びかけを行っています。</p> <p>5月は名古屋市独自の「児童虐待防止推進月間」であり、新入学などにより環境が変わった子どもとその保護者や、就職により新たに児童に関する業務に従事することになった方などを対象に、児童虐待の予防や早期発見についての知識の普及などを目指すものです。</p> <p>〔毎年11月は、こども家庭庁が主唱する「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として全国的な広報啓発活動を行っています。〕</p> <p>また、この機会に、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のさらなる普及を図ります。</p> <div data-bbox="869 1030 1444 1220" data-label="Image"> </div> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 「とだがわこどもひろば」における児童虐待防止キャンペーン</p> <p>日 時：令和6年5月5日（日・祝）10:00～</p> <p>場 所：とだがわこどもランド</p> <p>内 容：簡単なクイズの実施と啓発物品（ミニタオル等）の配布</p> <div data-bbox="1109 1332 1452 1668" data-label="Image"> </div> <p>(2) 児童虐待防止 PR</p> <p>日 時：令和6年5月6日（月）9:00～</p> <p>場 所：東山動植物園</p> <p>内 容：啓発物品（マグネットクリップ等）の配布</p> <p>(3) メディアの活用による広報啓発</p> <p>ア 名古屋テレビ「名古屋市政情報番組 おもてなし隊なごや」</p> <p>放 送 日：令和6年5月19日（日）17:55～18:00</p> <p>内 容：児童虐待の現状や相談窓口を周知</p> <p>イ NAGOYA_STATION_VISION（名古屋駅中央コンコース中央改札横）</p> <p>掲出期間：令和6年5月1日（水）～31日（金）</p> <p>内 容：児童虐待の通告先や相談窓口を周知</p>

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>(4) 小中学生と保護者向けの広報啓発の強化</p> <p>ア 市立小学校 1・2 年生及びその保護者向けに児童虐待に関する基本的知識と相談先を示したリーフレットを配付</p> <p>イ 市立小学校 3 年生から市立中学校 3 年生向けに相談先等を示した啓発カードを配付</p> <p>(5) 関係機関職員向け研修会の開催</p> <p>テーマ：事例に学ぶ多機関連携～虐待死、どうすれば防げるのか～</p> <p>対 象：社会福祉事務所職員、児童相談所職員、児童福祉施設等職員、保育士、学校関係者、民生委員児童委員 等</p> <p>講 師：松岡 典子 氏</p> <p style="padding-left: 40px;">(特定非営利活動法人 MC サポートセンターみっくみえ代表、一般社団法人全国妊娠 SOS ネットワーク理事、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員)</p> <p>日 時：令和 6 年 5 月 27 日 (月) ～6 月 9 日 (日) 【ウェブ開催】</p> <p>(6) その他</p> <p>ア 確実に相談・通告につながるよう、新たに市民向け啓発リーフレットに「子どもの声に耳をかたむけよう」とのメッセージと二次元バーコードを載せ、児童虐待についての連絡(通告)方法を公式ウェブサイト上でわかりやすく案内</p> <p>イ 広報なごや、本庁舎正面玄関への広報用看板掲出、ラジオ放送、地下鉄駅内の旅客案内装置、「なごや子育てアプリ NAGOMi (なごみー)」などを利用した PR</p> <p>ウ 期間中、本市職員(課長級以上)のオレンジリボンバッチ着用</p> <p>エ 各区の独自取組み(5月・11月を中心に通年で実施)</p> <p>3 その他の取り組み</p> <p>(1) 親子のための相談 LINE</p> <p style="padding-left: 20px;">子育てや親子関係について悩んだときに、匿名でも相談可能</p> <p>(2) なごやっ子 SOS (子ども電話相談事業)</p> <p style="padding-left: 20px;">子育てに関する悩みや不安に関する電話相談窓口</p> <p style="padding-left: 20px;">電話番号 052-761-4152 (よいこに) (24時間365日受付)</p>
<p style="text-align: center;">備 考</p>	<p>本件は、本日市政記者クラブへ資料提供を行います。</p>

家に帰りたく
ない…

ひどいこと
を言われて
つらい…

もしかしたら子どもからの
「SOS」かもしれません。
子どもの声に耳をかたむけよう



児童虐待についての
連絡方法

虐待かな?と思ったら連絡  してください。

児童相談所虐待対応ダイヤル

通話料無料

※一部のIP電話からは
つながりません。

いち

はや

く

189



グララ



グランパスくん



グランパコちゃん



グランパスくんJr. ©N.G.E.

名古屋グランパスはオレンジリボンキャンペーンを応援しています。



子ども虐待防止の
オレンジリボン

5月と11月は「名古屋市児童を虐待から守る条例」で定める児童虐待防止推進月間です。

ストップ! 子ども虐待

子育てに悩む保護者や子ども自身のSOSに応えます。なごやっ子SOS 24時間365日 052-761-4152



名古屋市

児童虐待とは

保護者など子どもを監護する人によって引き起こされる子どもの心身の成長や発達を害する行為です。保護者が子どものことを思っただけの「しつけ」と考えていても子どもへの「体罰」や「暴言」は虐待です。

大きく以下の4つに分類されます

身体的虐待

子どもの身体を傷つけること

殴る 蹴る 激しく揺さぶる
やけどを負わせる 溺れさせる など

ネグレクト

子どもの養育を十分に行わないこと

食事を与えない ひどく不潔にする
重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉で攻撃することや拒否すること

言葉による脅し 無視
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること

子どもへの性的行為 性的行為を見せる
ポルノグラフィの被写体にする など

児童虐待かな? と思ったらご連絡ください。

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

いち は や く

189

お住まいの地域の児童相談所に電話につながります。
(一部のIP電話からはつながりません)

児童相談所

名古屋市中央 児童相談所

千種、東、北、中、昭和、守山、
名東区にお住まいの方

052-757-6111

●休日・時間外の緊急通告
052-757-6112

名古屋市西部 児童相談所

西、中村、熱田、中川、港区に
お住まいの方

052-365-3231

●休日・時間外の緊急通告
052-365-3252

名古屋市東部 児童相談所

瑞穂、南、緑、天白区に
お住まいの方

052-899-4630

●休日・時間外の緊急通告
052-899-4631

■相談日: 月～金曜日 年末年始(12/29～1/3) 祝日を除く ■時間: 8:45～17:30

●区役所民生子ども課 ●支所区民福祉課

●連絡は匿名で行うことも可能です。 ●連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。 ●連絡した人が虐待であることを証明する必要はありません。

子育てに悩む保護者や子ども 自身のSOSに応えます。

なごやっ子SOS 24時間365日 **052-761-4152**

親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだときに、公式LINEアカウント「親子のための相談LINE」を友だち登録の上、ご相談ください。

- 匿名(LINE上のアイコンとニックネーム)でも相談ができます。
- 相談内容の秘密は守られます。
- 24時間365日受け付けています。



子育てについて考えてみませんか?

イライラしない子育て講座

～10分でわかる子育てのっておきのコツ～

自宅などで気軽に子育てについて考え、学び、実践できるよう動画を作成しました。各回10分程度の時間で気軽に見ることができる内容です。講座を受けて実践してみましょう!

動画への
リンクは
こちら



制作:名古屋市
制作協力:陽気会
協賛:明治安田生命
協力:名古屋グランパス

または

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課 TEL.052-972-3979

事項	「Nagoya まちなかウォーカブルなまちづくりシンポジウム」の開催について
内容	<p>官民が連携し居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちづくりを進めていくため、「Nagoya まちなかウォーカブル戦略」を令和6年3月に策定しました。本市としてのまちづくりの考え方を市民の皆様にご覧いただき、有識者のご意見を伺い、関心を高めていただく場としてシンポジウムを開催します。</p> <p>1 主催者 名古屋市 公益財団法人名古屋まちづくり公社</p> <p>2 開催日時 令和6年5月11日（土）14時00分～16時00分（13時30分開場）</p> <p>3 開催場所 名古屋都市センター11階ホール（中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル）</p> <p>4 プログラム (1) 「Nagoya まちなかウォーカブル戦略」について 説明者：名古屋市住宅都市局ウォーカブル・景観推進課 (2) 基調講演「ウォーカブルなまちづくりに向けたこれからの戦略と課題」 講演者：宋 俊煥 氏<山口大学大学院創成科学研究科 教授> (3) トークセッション「名古屋市におけるウォーカブルなまちづくりの進め方」 パネラー：宋 俊煥 氏<山口大学大学院創成科学研究科 教授> 長崎正幸 氏<(株) ザ・ソーシャル 代表> 宇佐見康一氏<(独) 都市再生機構中部支社都市再生業務部 担当課長> 野田 浩 氏<名古屋市住宅都市局 ウォーカブル・景観推進課長> コーディネーター：加藤義人 氏<名古屋都市センター特任アドバイザー></p> <p>5 参加方法 先着 50 名（入場無料、インターネット申込みによる事前予約制） https://x.gd/dytSH</p> 
備考	本件は、本日、市政記者クラブに資料提供します。

Nagoya まちなか

ウォーカブルなまちづくり シンポジウム

参加無料
(先着50名)
事前申込制

「誰もが居心地が良く歩いて楽しいと感じられるウォーカブルなまちづくり」が全国で進められています。名古屋市においても、令和6年3月29日に「Nagoya まちなかウォーカブル戦略」を策定しています。

この度、名古屋ならではのウォーカブルなまちづくりについて関係者の議論をさらに深めるきっかけとして、ウォーカブル施策の専門家、公開空地や低未利用土地等でイベントを実施されている事業者の方をお迎えしお話しいただきます。

日時

5月11日(土)
14:00 ~ 16:00
(13:30 開場)

会場

名古屋都市センター 11階ホール
(名古屋市中区金山町1丁目1番1号 金山南ビル)

プログラム

1. 「Nagoya まちなかウォーカブル戦略」 の説明

2. 基調講演

宋 俊煥 氏 山口大学
大学院創成科学研究科 教授

「ウォーカブルなまちづくりに向けた
これからの戦略と課題」

3. トークセッション

テーマ：名古屋市における
ウォーカブルなまちづくりの進め方

■パネリスト

宋 俊煥 氏 山口大学
大学院創成科学研究科 教授

長崎正幸 氏 (株) ザ・ソーシャル 代表

宇佐見康一 氏 (独) 都市再生機構中部支社
都市再生業務部 担当課長

野田 浩 氏 名古屋市住宅都市局
ウォーカブル・景観推進課長

■コーディネーター

加藤義人 氏 岐阜大学客員教授
名古屋都市センター特任アドバイザー



公開空地活用



低未利用土地活用

道路空間活用、公園活用…

【主催】名古屋市、公益財団法人名古屋まちづくり公社

登壇者

<基調講演・パネリスト>



宋 俊煥 氏 山口大学大学院創成科学研究科 教授

専門は、アーバンデザイン・エリアマネジメント。ストリートデザイン・マネジメント、人口減少都市（地域）再生

2013年東京大学大学院博士課程修了。博士（環境学）。2015年4月から山口大学工学部感性デザイン工学科助教・准教授を経て2024年4月から現職。実践研究活動として「若者クリエイティブコンテナ宇部（YCCU）」代表、にぎわい宇部非常勤取締役、名古屋市ウォークブル戦略有識者懇談会委員等

..... <パネリスト>

<コーディネーター>



長崎 正幸 氏

(株) ザ・ソーシャル
代表取締役



宇佐見 康一 氏

(独) 都市再生機構中部支社
都市再生業務部 担当課長



野田 浩 氏

名古屋市住宅都市局
ウォークブル・景観推進課長



加藤 義人 氏

岐阜大学客員教授
名古屋都市センター
特任アドバイザー

申込み方法

右記の申込フォームに必要事項をご記入のうえお申込みください。



(定員超過によるお断りがなければ、当日受付にお越しください)

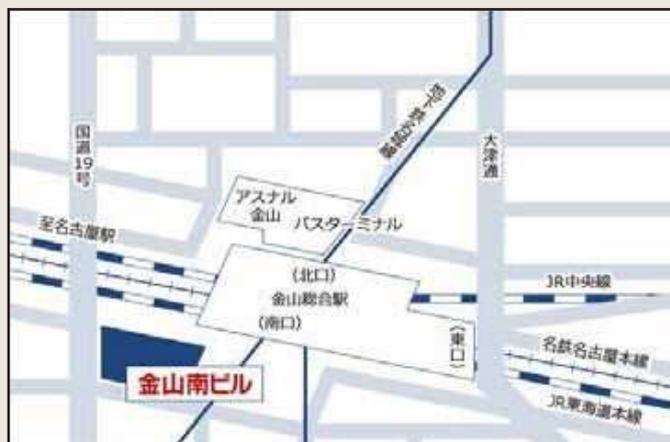
お電話からもお申込み可能です。

TEL：052-678-2212

(名古屋都市センター 企画課)

会場

名古屋都市センター 11 階ホール
(名古屋市中区金山町 1 丁目 1 番 1 号 金山南ビル)



【お問合せ】名古屋都市センター 企画課 (TEL:052-678-2212)

休館日：月曜日（祝日の場合は翌平日）

開館時間：10時～18時（土日祝は17時）



事項	「なごや水道・下水道連続シンポジウム」の開催について														
内容	<p>1 趣旨 将来にわたり持続可能な上下水道事業とするために解決すべき課題について、お客さまとともに考え、事業のあり方について共感いただくきっかけづくりの場とすることを目的に、今年度、「なごや水道・下水道連続シンポジウム」を3回開催します。</p> <p>2 日時、テーマ及び会場</p> <table border="1" data-bbox="252 651 1409 976"> <thead> <tr> <th></th> <th>日時</th> <th>テーマ</th> <th>会場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>5月26日（日） 午後2時開始</td> <td>“地震に強い”水道・下水道を考えよう</td> <td rowspan="3">名古屋都市センター 11階ホール</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>8月10日（土） 午後2時開始</td> <td>（仮）みんなに“やさしい水”を考えよう</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>11月4日（月・祝） 午後2時開始</td> <td>（仮）水道・下水道の“未来”を考えよう</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 定員 各回先着100名（事前申込制）</p> <p>4 申込方法 局公式ウェブサイトにて申込み（第1回は、5月11日（土）9時00分から受付開始） (https://www.water.city.nagoya.jp/category/sdgs/161149.html)</p> <p>5 主催 名古屋市上下水道局（共催：公益財団法人名古屋まちづくり公社）</p> <p>※令和6年5月26日（日）開催分の内容</p> <p>第1部 基調講演 「南海トラフ地震への備えと課題」 名古屋大学減災連携研究センター准教授 平山 修久 氏 「能登半島地震の被災地応援に従事して」 名古屋市上下水道局水道計画課長 高倉 俊夫、保全課長 太田 宗由</p> <p>第2部 パネルディスカッション テーマ：「能登半島地震から考える「なごや」の災害対策」 コーディネーター：名古屋都市センター特任アドバイザー 加藤 義人 氏 パネリスト：平山 修久 氏、高倉 俊夫、太田 宗由</p>		日時	テーマ	会場	第1回	5月26日（日） 午後2時開始	“地震に強い”水道・下水道を考えよう	名古屋都市センター 11階ホール	第2回	8月10日（土） 午後2時開始	（仮）みんなに“やさしい水”を考えよう	第3回	11月4日（月・祝） 午後2時開始	（仮）水道・下水道の“未来”を考えよう
	日時	テーマ	会場												
第1回	5月26日（日） 午後2時開始	“地震に強い”水道・下水道を考えよう	名古屋都市センター 11階ホール												
第2回	8月10日（土） 午後2時開始	（仮）みんなに“やさしい水”を考えよう													
第3回	11月4日（月・祝） 午後2時開始	（仮）水道・下水道の“未来”を考えよう													
備考	本件は、本日、市政記者クラブに資料提供します。														

なごや水道・下水道連続シンポジウム 第1回

2024年

5 / 26 (日)

14:00~16:15

“地震に強い” 水道・下水道を考えよう

令和6年能登半島地震の被害に対し、多くの名古屋市上下水道局職員が現地での応援活動に従事しました。職員からの直接の声もお届けします。

入場
無料

会場 **名古屋都市センター 11階ホール**
(中区金山町一丁目1番1号)

定員 **先着100名様 (事前申込制)**

※手話通訳・要約筆記あり



来場者プレゼント

写真：夜間の水道復旧工事 (七尾市)

主催：  **名古屋市上下水道局** 共催：公益財団法人名古屋まちづくり公社

なごや水道・下水道連続シンポジウム

今、上下水道事業は厳しい経営環境におかれています。名古屋の上下水道の将来について市民の皆さまと一緒に考えていく機会として、3回連続のシンポジウムを開催します。

第1回目は、「災害に強い上下水道施設」をテーマに、専門家による基調講演や、能登半島地震における局職員の応援活動の報告も交え、強靱な上下水道施設とするための取組みについて紹介します。

開催 第2回 8月10日（土） 「水道水の安定供給と健全な水環境の創出」
予定 第3回 11月4日（月・祝） 「未来につなぐ健全な経営」

※ 各回の詳細については、広報なごや、局公式ウェブサイト等で後日お知らせいたします。

プログラム

第1部 基調講演

「南海トラフ地震への備えと課題」

名古屋大学減災連携研究センター准教授 平山 修久氏



平山 修久（ひらやま ながひさ）氏
京都大学工学研究科にて博士号を取得。
京都大学大学院工学研究科特定准教授、
国立環境研究所主任研究員を経て、
2016年より現職。専門は災害環境工学、
水道工学。

「能登半島地震の被災地応援に従事して」

名古屋市上下水道局水道計画課長 高倉 俊夫
名古屋市上下水道局保全課長 太田 宗由

第2部 パネルディスカッション

【コーディネーター】 名古屋都市センター特任アドバイザー 加藤 義人氏
【パネリスト】 名古屋大学減災連携研究センター准教授 平山 修久氏
名古屋市上下水道局水道計画課長 高倉 俊夫
名古屋市上下水道局保全課長 太田 宗由

申込方法

申込開始：5月11日（土） 午前9時～

参加申込は先着順です。
上下水道局公式ウェブサイトから所定の申込
フォームにてお申し込みください。

局公式ウェブサイト
[https://www.water.city.nagoya.jp/
category/sdgs/161149.html](https://www.water.city.nagoya.jp/category/sdgs/161149.html)



シンポジウムの様子は、局公式ウェブサイト等で
後日紹介いたします。

会場アクセス

地下鉄・JR・名鉄「金山駅」南口すぐ



問合せ

名古屋市上下水道局企画経理部経営企画課

TEL 052-972-3612 E-Mail keiei@jogesuido.city.nagoya.lg.jp



事項	「なごや学生 上下水道ワークショップ」の開催について
内容	<p>1 趣 旨 110年の長い歴史をもつ名古屋の水道・下水道を将来に渡って、“いつまでも”“あたり前に”“使える”ように、学生の視点による議論を行い、意見聴取するワークショップを開催します。将来を担う学生のみなさまに上下水道事業に興味を持っていただくとともに、今後の事業運営の参考にしていきます。</p> <p>2 日 時 令和6年6月8日（土）13:15～16:45</p> <p>3 会 場 名古屋都市センター 11階ホール (中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル内)</p> <p>4 定 員 30名程度 名古屋市の給水区域内に在住または在学する満18歳以上の大学生等※ ※ 大学（大学院含む）、短期大学、専修学校の専門課程</p> <p>5 参加申込 参加を希望される方は、事前申込みが必要です。 (1) 申込日時 令和6年4月22日（月）～5月22日（水） (2) 申込方法 以下のメールアドレスへお申し込みください。 renkei@jogesuido.city.nagoya.lg.jp (3) 記載内容 氏名、学校名、連絡先など 詳細は局公式ウェブサイトをご確認ください。 https://www.water.city.nagoya.jp/category/eventoshirase/161231.html</p> <p>6 主 催 名古屋市上下水道局（共催：公益財団法人名古屋まちづくり公社）</p>
備考	本件は、本日、市政記者クラブに資料提供します。

“110年”の長い歴史を持つ、なごやの水道・下水道。
 皆さまの暮らしの最も近くで、皆さまと共に歩んできました。
 しかしながら近年、水道使用料金の減収や電力費の高騰などの影響により、なごやの上下水道事業は“大きな転機”を迎えています。なごやで“いつまでも”“あたり前に”“水道水を使える”ように、みんなで考えてみませんか。

なごや学生 上下水道ワークショップ



こんなあなたに
おすすめ!

- 名古屋が好き!
- 上下水道に興味がある
- 自分のスキルを役立てたい
- 公の仕事に興味がある

**あなたの意見が
 事業運営のあり方等を議論する会議にフィードバック**

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2024年6月8日(土)

13:15 から 16:45 まで(開場 13:00)

場所

名古屋都市センター 11階ホール
 (中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル内)



対象者：名古屋市の給水区域内に在住または在学する
 満18歳以上の大学生等*1

*1 大学(大学院含む)、短期大学、専修学校の専門課程

定員：30名程度

申込：以下のアドレス宛にメールにて申し込み*2

*2 氏名・学校名・連絡先を記載してください

メール：renkei@jogesuido.city.nagoya.lg.jp

締切：2024年5月22日(水)まで

問合せ：名古屋市上下水道局企画経理部連携推進課

電話：052-972-3720 伊東・安田

詳細は局ウェブサイトをご確認ください

<https://www.water.city.nagoya.jp/category/eventoshirase/161231.html>

ファシリテーター **米山 哲司氏**

(キャリアコンサルタント/社会教育士)

課題解決(まちづくり)と自己実現(ひとづくり)の研修に力を入れ、職員の士気向上、課題解決型企業へのブランディングなど、無関心層が自分事になる気づきの研修に定評がある。主な実績は、内閣府「課題解決アイデア会議」研修など多数。



大雨からまちを守る

戸田ポンプ所を見にいこう



2024
5/11(土)
午前9時30分▶午後0時ごろ
小雨決行



戸田ポンプ所外観

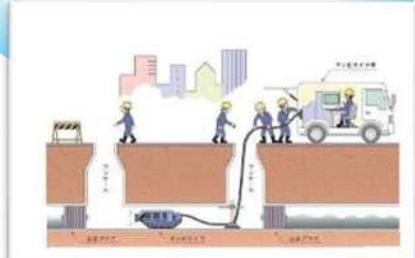
入場無料



し せつけんがく 施設見学ツアー

ポンプ所の仕組みを学ぼう！

- ※ ツアー参加方法は裏面をご覧ください。
- ※ ツアーに参加されなくても、他のイベントは楽しみいただけます。



ちようき TVカメラ調査

下水管のテレビカメラ調査を見てみよう！

ぼうさい 防災コーナー

とくべつてんじ 特別展示 バロー戸田店

災害時に役に立つ給水タンク車や組み立て式トイレなどを紹介！

※ (株)バローホールディングス様とは災害時における応急活動の協力に関する協定を結んでいます。



中川区マスコットキャラクター
ナッピー



ナッピーとしゃしんと写真を撮ろう！

しゅつちよう 出張！ げすいどうかがくかん 下水道科学館

マンホール缶バッジ作りや楽しいゲームをやってみよう！



らいじようとくてん 来場特典



※特典は数に限りがあります。

ミッションをクリアしてマンホールカードを手に入れよう！

主催

施設見学ツアーのご案内

- 施設見学ツアーに参加するには、「事前申込」が必要です。
 - 応募者多数の場合は抽選となります。
 - 事前申込の抽選結果は、4月22日(月)までにお知らせします。
- ◇人数 各回 20名程度
◇ツアー時間 【1回目】 9:35～10:05
【2回目】 9:55～10:25
【3回目】 10:15～10:45
【4回目】 10:35～11:05
【5回目】 10:55～11:25
【6回目】 11:15～11:45
【7回目】 11:35～12:05

事前申込期間 3月1日(金)～4月5日(金)

【ウェブでの申し込み】

ウェブサイトから
ご応募ください。



【往復はがきでの申し込み】 (申込最終日消印有効)

▼次の①～⑤をご記入のうえお申し込みください。

- ①参加希望人数 (1グループ上限5名まで)
- ②代表者の氏名、年齢、住所、電話番号
- ③同伴者全員の氏名、年齢
- ④上記ツアー時間から参加を希望する回 (第3希望まで)
- ⑤希望の回に外れた時、その他の回に空きがあれば参加を希望する(はい or いいえ)

※記載がない場合等は調整させていただきます。

▼あて先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市上下水道局 施設管理課

※お客様の個人情報は当イベント以外で使用することはありません。

注意事項

- 駐車場はございませんので公共交通機関をご利用ください。(自転車駐輪場所は少数ございます)
- 急な階段や狭い通路などがありますので、動きやすい服装でご参加ください。
- 小学校3年生以下のお子様をお連れの場合は、必ず保護者の方の同伴をお願いします。

会場案内

住所：名古屋市中川区戸田明正一丁目803番地

- JR 関西線「春田駅」から徒歩 15分
- 市バス「戸田荘」から徒歩 10分



お問い合わせ先

<電話対応可能時間 平日 8:45～17:30>

- 戸田ポンプ所公開全般について
西部水処理事務所
打出水処理センター
電話番号 (052) 362-1216
- 施設見学ツアーの事前申込について
施設管理課
電話番号 (052) 972-3666

古紙パルプ配合率 70%再生紙を使用

事項	名古屋市指定有形文化財の指定について			
内容	<p>名古屋市指定有形文化財として下記の6点を指定しましたのでお知らせいたします。</p> <p>1 名古屋市指定有形文化財に指定したもの</p>			
	種別	名称	員数	所在地 所有者
絵画	紙本淡彩相応院画像 <small>しほんたんさいそうおういんがぞう</small>	1幅	名古屋市千種区城山町 1丁目47番地	宗教法人 相應寺
	紙本淡彩相応院画像 賛有 <small>しほんたんさいそうおういんがぞう さんあり</small>	1幅	同上	
	板絵著色杉戸絵 芙蓉図、花卉図、菊図 <small>いたえちやくしよくすぎと え ふようず かきず きくず</small>	5面	同上	
	絹本著色当麻曼荼羅図 <small>けんぼんちやくしよくたいままだら ず</small>	1幅	同上	
	絹本著色釈迦涅槃図 <small>けんぼんちやくしよくしゃかねほん ず</small>	1幅	同上	
	紙本金地著色中国宮廷 ・当世遊楽図屏風 <small>しほんきんじちやくしよくちゆうごくきゆうてい とうせいゆうらくずびようぶ</small>	1双	名古屋市中区本丸1番1号	名古屋市
備考	本件は、令和6年4月19日（金）に市政記者クラブへ資料提供しました。			

<文化財の概要>

紙本淡彩相応院画像

1 大きさ (画面のみ) 縦 91.8 cm 横 32.8 cm

2 指定の理由

相応寺(名古屋市千種区)に所蔵されている尾張藩祖徳川義直の生母相応院の画像である。義直の「尾陽国主」印が押されている。

本像は、像主をよく知るものによる制作であり、像主の近くに居たものによる制作と考えられる。また、像主を描く画風は、義直作の他の絵画と共通するものである。

押印された印は義直が記した絵画や書に用いられているものであり、この画像は、義直筆と考えられる。本市ではこれまで藩主の作品はほとんど指定されていないことから重要である。

3 備考

相応寺は、初代藩主義直が生母相応院の菩提のため建立した寺院



紙本淡彩相応院画像



紙本淡彩相応院画像 (部分)

<文化財の概要>

紙本淡彩相応院画像 賛有

1 大きさ (画面のみ) 縦 72.5 cm 横 28.2 cm

2 指定の理由

相応寺(名古屋市千種区)に所蔵されている尾張藩祖徳川義直の生母相応院の画像である。

寺伝によれば画賛とも義直自筆という。上部の賛文は義直作であることがわかっている。義直の印はない。

また、制作時期については、桃山末から江戸初期の着衣の様相で描かれていることからお亀の方が尼となった元和2年(1616)以降のものであり、義直の在世期(1600-1650)の後半期制作と推定されることも、義直と本画像との関係を示す。

本画像は、前頁の「紙本淡彩相応院画像」を整え、理想化した姿が明快で鋭く伸びやかな線で描かれている。義直という名古屋の文化に大きくかかわる人物の作画・賛との伝承を持つことに意味がある。



紙本淡彩相応院画像 賛有



紙本淡彩相応院画像 賛有 (部分)

<文化財の概要>

板絵著色杉戸絵 芙蓉図、花卉図、菊図

1 大きさ

芙蓉図・花卉図 内法各縦 176.5 cm 横 93.5 cm

菊図 内法 縦 173.5 cm 横 127.5 cm

2 指定の理由

相応寺(名古屋市千種区)に所蔵される杉戸である。本杉戸は、「芙蓉図」「花卉図」各2面が表裏になっており、「菊図」は1面のみである。

現在は庫裡の間仕切りとして置かれているが、元来の相応寺のどこにあったのかは定かではない。現在地に移転する以前に存在した建物にあったものと思われる。現在は無くなった建物に杉戸を間仕切りとした広い廊下があったことを伝え、当初の相応寺の規模を偲ばせる。

また、杉戸絵の描法は絵画制作者の美意識・造形力を知らしめ、江戸前期に建立された相応寺の丁寧な造りを想像させる貴重な資料であり、その規模・荘厳のあり様の一部を現在に残す作例である点が重要である。



芙蓉図



花卉図



菊図

<文化財の概要>

絹本着色当麻曼荼羅図

- | | | | | |
|---|-----|---------|------------|------------|
| 1 | 大きさ | (画面のみ) | 縦 354.4 cm | 横 329 cm |
| | | (表装裂含む) | 縦 487.5 cm | 横 397.5 cm |

2 指定の理由

裏面墨書から本図が相応院の菩提を弔うため、正保2年(1645)3月に伝通院*から相応寺に寄進されたものであることがわかる。

全般に江戸前期の様式と考えられ、裏面墨書の年号に近い年代に制作されたものと考えられる。

本図は江戸前期の大型の当麻曼荼羅図であり、当時の相応寺の規模をうかがわせ、伝来も明快で伝通院と相応寺との関係を示す作品である。また、江戸前期の絵画の特質を伝える貴重な作品である。

※伝通院…徳川家康の生母於大の方の菩提寺



絹本着色当麻曼荼羅図 (徳川美術館提供)

<文化財の概要>

絹本着色釈迦涅槃図

- | | | | | |
|---|-----|---------|------------|------------|
| 1 | 大きさ | (画面のみ) | 縦 408.7 cm | 横 364.9 cm |
| | | (表装裂含む) | 縦 478.2 cm | 横 393.7 cm |

2 指定の理由

本図は動物の種類が多く、涅槃図に描かれる定番動物の他、身近な動物や水中動物や虫までが描かれる。虎と豹がつがいに描かれており、江戸時代を思わせる。また、馬の描写が、狩野派の絵馬の描法に近い。本図制作の制作期は、江戸前期の裏面寄進墨書年（慶安5年）に近い時期と考えられる。

相応寺の規模の大きさを示し、かつ本図の裏面の墨書により慶安5年（1652年）に相応寺二世により相応院の菩提を弔うため寄進されたものとしてはっきりしていることから、1600年代半ばの絵画作品として貴重である。



絹本着色釈迦涅槃図（徳川美術館提供）

<文化財の概要>

紙本金地著色中国宮廷・当世遊楽図屏風

1 大きさ (画面のみ) 縦 67.7 cm 横 241.4 cm

2 指定の理由

右隻に中国唐時代の皇帝と美妃（おそらく玄宗と楊貴妃）、左隻に日本風俗を描く中型の屏風である。右隻の画題は、玄宗皇帝と伝説的美女楊貴妃が出会う邂逅図で、御殿障壁画や屏風における伝統的画題であったことが文献から知られる。

本資料の価値はまず画質の高さそのものにある。とくに右隻は、相応寺（名古屋市千種区）に伝来した「相応寺屏風」と呼ばれる遊楽図屏風（徳川美術館蔵・重要文化財）と同じ筆者の可能性も考えられ、相応寺屏風と同様に尾張藩主と何らかの関係があったことが想定される。次に、右隻漢（中国）の伝統的皇帝画題と左隻和（日本）の当世風俗が、同じ工房により同時期に制作された点で、画題で制作工房を区別しがちであったという定説をくつがえす。さらに、画題の玄宗皇帝と楊貴妃の邂逅図作品は伝来例が少なく貴重である。



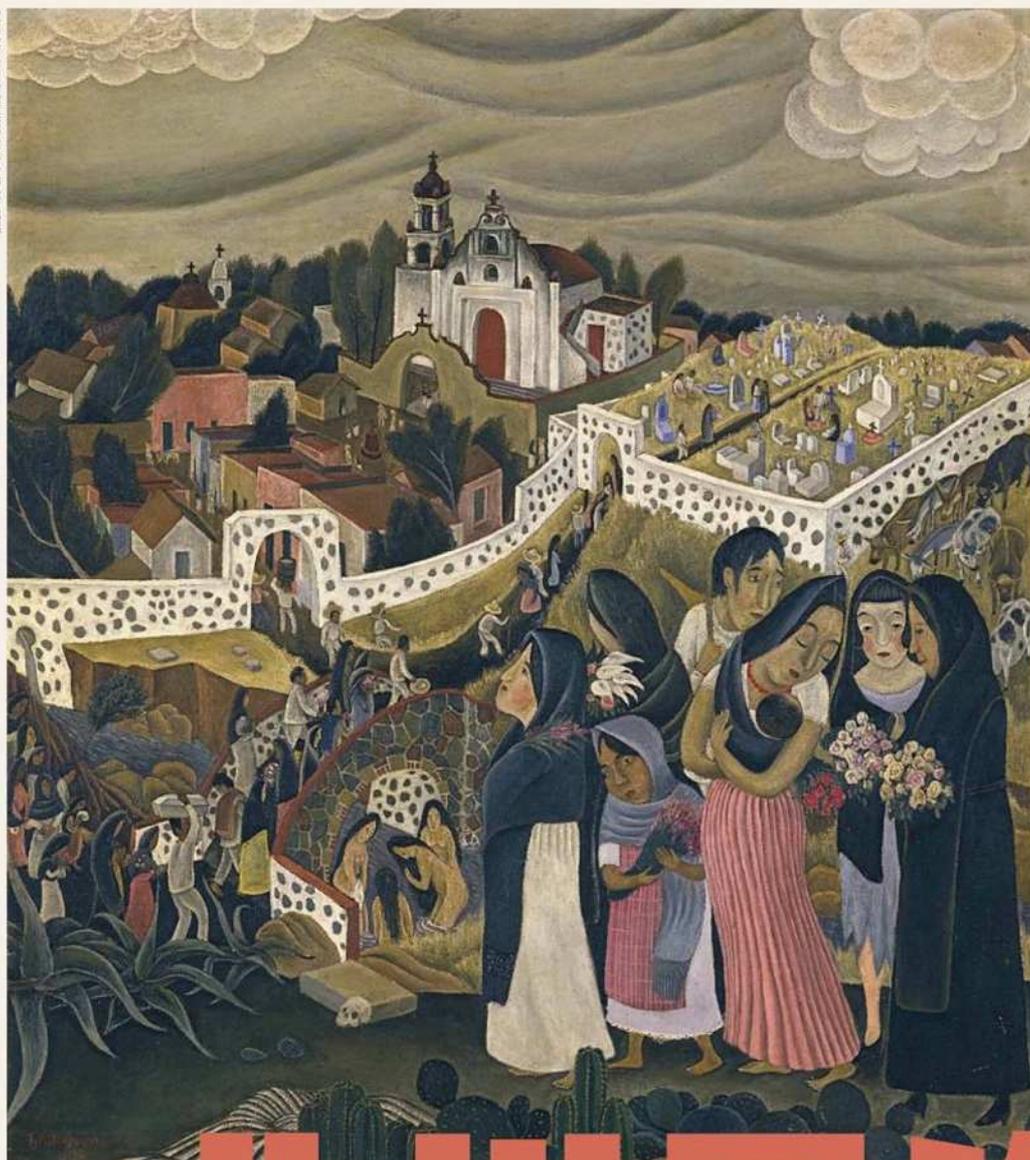
紙本金地著色中国宮廷・当世遊楽図屏風（左隻）



紙本金地著色中国宮廷・当世遊楽図屏風（右隻）

事項	美術館特別展「生誕130年記念 北川民次展—メキシコから日本へ」の開催について
内容	<p>1 概要 北川民次（1894-1989）の約30年ぶりの回顧展です。1920-30年代のメキシコで画家・美術教育者として活動した北川民次。帰国後は、東京や愛知を拠点に洋画壇で活躍し、子どもの美術教育や壁画制作にも挑みました。本展では、絵画作品約70点をはじめ約180点の作品と資料によって、北川がメキシコで学び日本へ帰国後も貫いてきた芸術への信念を再考します。洋画家・壁画家・絵本制作者・美術教育者など多彩な側面をもつ作家の実像に迫る展覧会です。</p> <p>2 会期等 (1) 展覧会名 特別展「生誕130年記念 北川民次展—メキシコから日本へ」 (2) 会期 令和6年6月29日(土)～9月8日(日) (62日間) (3) 休館日 毎週月曜日 (4) 観覧料 一般1,500円 高大生900円 中学生以下無料 (5) 主催 名古屋市教育委員会・名古屋市美術館、中日新聞社、日本経済新聞社、テレビ愛知</p> <p>3 主な展示内容 絵画作品70点はじめ、作品と資料約180点を展示 ※主な展示作品 《トラルパム霊園のお祭り》1930年 油彩／キャンバス 名古屋市美術館 《ロバ》1928年 油彩／キャンバス 愛媛県美術館 《岩山に茂る》1940年 テンペラ／キャンバス 個人蔵</p> <p>4 展覧会の見どころ <u>約30年ぶりの大規模な回顧展</u> 1996年に開催されてから約30年ぶりの大規模な回顧展となる本展覧会。東海地方をはじめ、宮城、新潟、栃木、愛媛など、全国各地に所在している作品をまとめて見ることが出来る貴重な機会です。 <u>北川民次の多彩な活動を紹介</u> 洋画家、壁画家、絵本作家、そして美術教育者など、様々な方面で活躍した、北川民次。本展では多様な作品と資料から、まだ十分に知られていない北川民次の魅力を紹介します。 <u>メキシコの精神を汲んだ国際的な作家</u> 北川はメキシコで様々な作家と交流しながら自らの創造性を育みました。同時代のメキシコで活動した画家ルフィーノ・タマヨや写真家ティナ・モドッティ、北川と親交のあった藤田嗣治などの作品もあわせて紹介し、メキシコと日本の架け橋となった作家の姿に着目します。</p> <p>5 目標入場者数 30,000人</p>
備考	本件は、本日幹部会報告後、市政記者クラブへ資料提供します。

KITAGAWA TAMUJI RETROSPECTIVE: FROM MEXICO TO JAPAN



メキシコから日本へ



2024
6
29
SAT
9
8
sun

生誕
130年
記念

北川民次



名古屋市美術館

Nagoya City Art Museum

〒460-0008 名古屋市中区栄2-17-25 [芸術と科学の杜・白川公園内]
TEL:052-212-0001 FAX:052-212-0005 <https://art-museum.city.nagoya.jp/>



芸術と科学の杜

展

メキシコと日本の架け橋となった芸術家、北川民次 約 30 年ぶりの回顧展

メキシコで画家・美術教育者として活動した北川民次（1894-1989）。日本へ帰国後は、東京や愛知を拠点に洋画壇で活躍し、子どもの美術教育や壁画制作にも挑みました。約 30 年ぶりの回顧展となる本展では、北川がメキシコ時代に交流した作家や美術運動との関わりも視野に入れながら、彼がメキシコで学び日本へ帰国後も貫いてきた芸術への信念を再考します。

また本展では、北川の美術教育者としての側面にも注目します。北川はメキシコで野外美術学校の教師を務めた経験を活かして日本で児童美術学校を主宰し、美術批評家の久保貞次郎らの協力を得て絵本制作を行うなど、創造性をもった人間づくりを目指す美術教育に携わりました。現代でもなお示唆に富む革新的な方針やその手法を、生徒の作品や当時の資料とともに紹介します。

絵画作品約 70 点を含む約 180 点の作品と資料によって、洋画家・壁画家・絵本制作者・美術教育者など多彩な側面をもつ北川民次の魅力に迫ります。



北川民次 KITAGAWA Tamiji

静岡県生まれ。1914年にアメリカに渡って美術を学び、1921年から約15年にわたりメキシコで画家・美術教育者として活動。1936年の帰国後は東京の洋画壇で活躍し、第二次世界大戦後は瀬戸を拠点に制作を続けた。

1949年 撮影：松谷錦二郎

展覧会のみどころ

1 約 30 年ぶりの大規模な回顧展

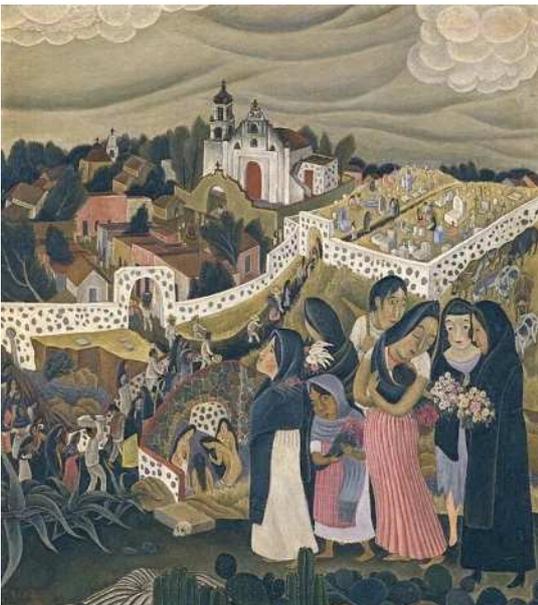
1996 年に開催されてから約 30 年ぶりの大規模な回顧展となる本展覧会。作家ゆかりの東海地方をはじめ、宮城、新潟、栃木、愛媛など、全国各地に所在している作品をまとめて見ることが出来る貴重な機会です。

2 北川民次の多彩な活動を紹介

洋画家、壁画家、絵本作家、そして美術教育者など、様々な方面で活躍した北川民次。本展では多様な作品と資料から、まだ十分に知られていない北川民次の魅力を紹介します。

3 メキシコを精神を汲んだ国際的な作家

北川はメキシコで様々な作家と交流しながら自らの創造性を育みました。同時代のメキシコで活動した画家ルフィーノ・タマヨや写真家ティナ・モドッティ、北川と親交のあった藤田嗣治などの作品もあわせて紹介し、メキシコと日本の架け橋となった作家の姿に着目します。



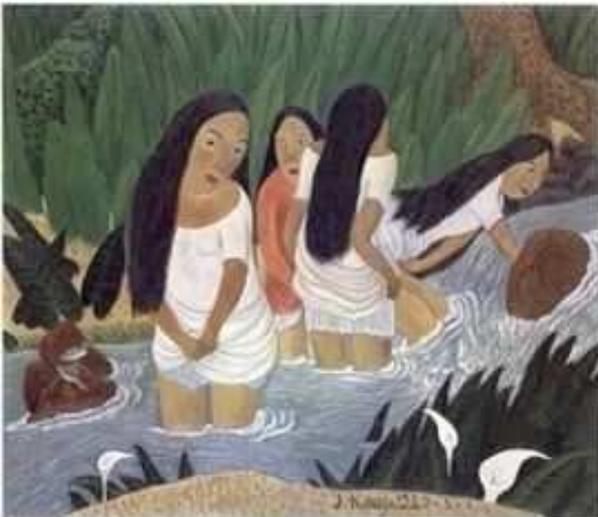
《トラルパム霊園のお祭り》1930年 名古屋市美術館

展 示 構 成

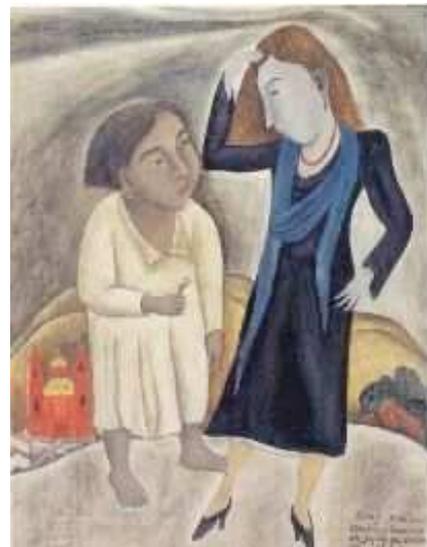
第 1 章 民衆へのまなざし

アメリカのモダニズムの文脈をいかに汲んでいるかをメインに紹介。北川はアメリカ時代に舞台美術の仕事をする傍ら、アート・スチューデントズ・リーグに在籍します。ジョン・スローンら社会派の画家たちから学んだ「民衆を描く」姿勢は、生涯を通じて制作における重要なテーマの一つとなりました。

現実を見つめ、民衆を時には醜くも描くことによって、その背後にある社会の矛盾まで批判的に描き出そうとする姿勢に注目します。



《水浴》1929年、刈谷市美術館



《アメリカ婦人とメキシコ女》
1935年(1958年補筆)、郡山市立美術館



《鉛の兵隊 (銃後の少女)》1939年、個人蔵



《焼跡》1945年、名古屋市美術館

第2章 壁画と社会

メキシコ・ルネサンスの壁画運動との共通点や差違をメインに紹介。北川は日本へ帰国後、藤田嗣治の勧めもあり、メキシコの風俗を壁画のような大画面に描き、二科会の会員になります。戦時中は、壁画を志向した異時同図的な画面構成で労働者の様子を描き、戦後は支配するものとされるものという構造や、さらに社会問題を主題として取り上げるようになりました。

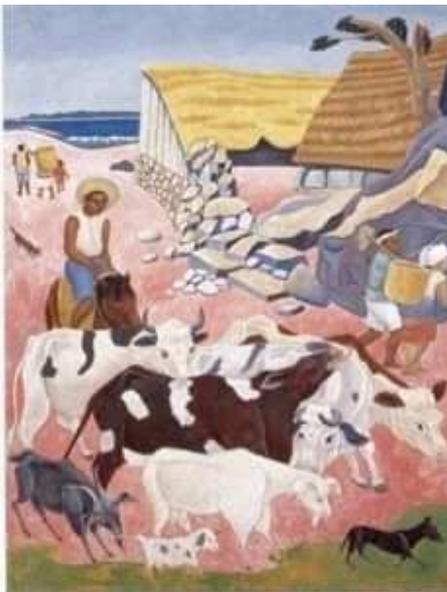
絵画は美しく装飾的で人の心を癒すべきだという考えを否定し、強いメッセージや思想を表現する作品を描こうと葛藤し続けた作家の仕事を取り上げます。



《タスコの祭》1937年、静岡県立美術館



《大地》1939年、新潟県立近代美術館



《農漁の図》1943年、東京都現代美術館



《雑草の如くII》1948年、名古屋市美術館

第3章 幻想と象徴

壁画運動から距離をおいたメキシコの作家たちからの影響をメインに紹介。北川は1950年代に、壁画の下絵や部分絵としての絵画を描くことから、額縁に入った絵画（タブロー）の制作へ関心を移します。新しい表現を模索するなかで、メキシコの作家ルフィーノ・タマヨの造形表現を参照しました。宙を飛ぶ女性や黒い人影など、シュルレアリスムに接近した不思議な絵画空間を描き出します。また、戦時および戦後に描かれた象徴的な風景は、しだいに社会問題への婉曲的な批判にもつながっていきました。



《メキシコ静物》1938年、東京国立近代美術館



《岩山に茂る》1940年、個人蔵



《農園の夢》1943年、個人蔵



《工場》1961年、豊田市美術館

第4章 都市と機械文明

メキシコの前衛的な芸術グループからの影響を紹介。北川は、都市や建物の風景をダイナミックに歪んだ遠近法で切り取り、工場や機械の形態の面白さに注目した作品を、晩年に至るまで制作します。これには2つの影響が考えられます。一つは、メキシコ時代から高く評価していた、アメリカの画家、ジョン・マリンの風景画。ジョン・マリンはニューヨークの1930年代、急速に都市化していく街の様子を水彩画に描きました。もう一つは、北川がメキシコにいた頃の前衛動向、エストリデンティスモ。喧騒主義と訳され、メキシコの未来派とも言われる動向です。イタリア出身の写真家のティナ・モドッティも参加したこの動向において彼らは、都市文化の象徴ともいえる高層建築や機械、ラジオなど通信技術を取り上げました。本章ではそうした都市や機械文明に注目した作品を取り上げます。



《赤い家とサボテン》1936年、個人蔵



《池袋風景》1937年、愛知県美術館



《砂の工場》1959年、愛知県美術館



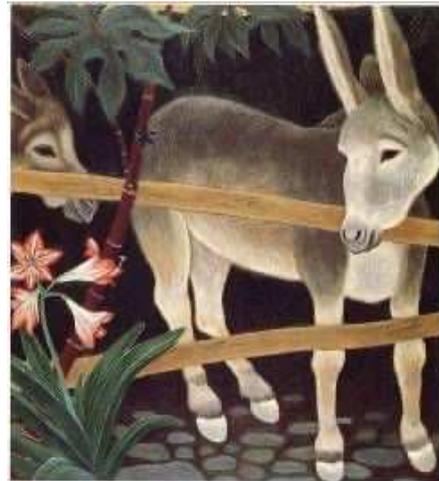
《赤いオイルタンク》1960年、瀬戸市美術館

第 5 章 美術教育と絵本の仕事

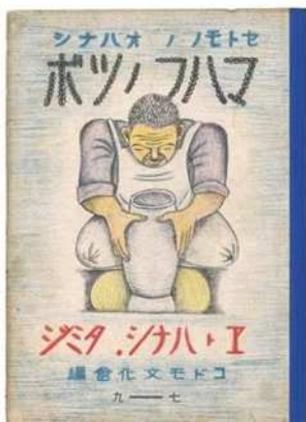
1920年代に隆盛したメキシコの美術教育からの影響を中心に紹介。北川が参加したメキシコの前衛運動「¡30 - 30!」はアカデミズム的な教育を否定するもので、美術や文化を知識人から解放しようとする姿勢をもっていました。多くの人に思想を伝達するメディアとして機能したのが複製可能な版画で、壁画とは違ったかたちで芸術を民衆へ近づける役割を担ったと言えるでしょう。また北川はトラルパンとタスコの野外美術学校で美術教育に従事し、その自発的な表現や制作を尊重する理念を学びました。帰国後は、美術批評家の久保貞次郎らと交流して「コドモ文化会」を設立、絵本制作に熱中します。戦後は、画家仲間と協力し名古屋の東山動物園で児童美術学校を開設するなど、メキシコの野外美術学校の理念を日本でも実践しようとししました。自分の経験をもとに描く対象に対する認識まで描きだす、という教え子から学んだ視点は、北川自身の絵画にも活かされていきました。



《結婚通知状》1929年（木版・手彩色）



《ロバ》1928年、愛媛県美術館



絵本『マハフノツボ』[表紙] 1942年



名古屋動物園児童美術学校 集合写真
1949年 撮影：松谷錦二郎

エピローグ 再びメキシコへ

メキシコ再訪旅行を契機にした制作の展開を中心に紹介。北川は1955年にメキシコを再訪し、旧友と親交を深めるとともにモザイク壁画の可能性に注目しました。メキシコの陶器と比較し、瀬戸の陶磁器産業の技術力の高さを認識します。さらに1956年にはアメリカとヨーロッパを周遊し、ルネサンス以前のモザイク壁画に感銘を受けました。日本へ帰国以降には、瀬戸の職人と協働して公共の場所に設置するモザイク壁画の制作に次々と取り組みます。

瀬戸市や名古屋市内に現存する壁画をはじめ、北川民次の芸術を後世へ引き継ごうとする活動の紹介を通して、今なお人々に愛される北川民次像にも注目します。



《メキシコ市場の一隅》1956年、東京都現代美術館



瀬戸市図書館陶壁原画 《知識の勝利》《勉学》《無知と英知》1970年、瀬戸市美術館

開催概要

- 展覧会名 生誕 130 年記念 北川民次展ーメキシコから日本へ
Kitagawa Tamiji Retrospective: From Mexico to Japan
- 会 期 2024 年 6 月 29 日（土）ー9 月 8 日（日） [62 日間]
開館時間：9:30ー17:00、金曜日は 20:00 まで
（入場は閉館の 30 分前まで）
休館日：月曜日（7 月 15 日 [月・祝] と 8 月 12 日 [月・休] は開館）、
7 月 16 日 [火]、8 月 13 日 [火]
- 会 場 名古屋市美術館
〒460-0008 名古屋市中区栄 2-17-25 [芸術と科学の杜・白川公園内]
TEL：052-212-0001 FAX：052-212-0005
- 主 催 名古屋市教育委員会・名古屋市美術館、中日新聞社、
日本経済新聞社、テレビ愛知
- 後 援 JR 東海、名古屋市立小中学校 PTA 協議会
- 協 力 名古屋市交通局
- 観覧料 一般 1,500（1,300）円、高大生 900（700）円、中学生以下無料
（ ）内は通常前売・20 名以上の団体料金
- 関連催事 [学芸員による解説会]
日時：①7 月 13 日（土）14:00ー15:00
②8 月 18 日（日）14:00ー15:00
会場：名古屋市美術館 2 階講堂
定員：180 名（先着順、定員になり次第締切）
講師：勝田琴絵（名古屋市美術館学芸員）
※入場無料。ただし聴講には本展の観覧券（観覧済みの半券も可）が必要。
- 公式サイト 名古屋市美術館 <https://art-museum.city.nagoya.jp/>
- 巡回先（予定）
2024 年 9 月 21 日（土）ー11 月 17 日（日） 世田谷美術館 [東京]
2025 年 1 月 25 日（土）ー3 月 23 日（日） 郡山市立美術館 [福島]

「生誕 130 年記念 北川民次展ーメキシコから日本へ」

広報用画像の提供について

特別展「生誕 130 年記念 北川民次展ーメキシコから日本へ」をご紹介いただく際の広報用画像を提供いたします。下記注意事項をご確認の上、専用フォームにより申請してください。

広報用画像提供依頼専用フォームは [こちら](https://logoform.jp/form/mX9C/551679)
→ <https://logoform.jp/form/mX9C/551679>



● 展覧会をご紹介いただく場合

・本展をご紹介いただく場合、記事・番組内容について情報確認のため、ゲラ刷り・原稿の段階で校正を下記問い合わせ先までメールにてお送りください。お送りいただけない場合、掲載内容についての責任は当方では負いかねます。

・掲載・放送後は、掲載紙・誌、または同録データもしくは DVD 等を 1 部お送りくださいますようお願いいたします。WEB サイトの場合は、掲載時に URL をお知らせください。

● 画像掲載について

・画像の使用は本展を紹介する場合に限らせていただきます。展覧会終了後の放送・掲載はお断りします。また本展会期中であっても、再放送や転載をされる場合はご連絡ください。

・ご使用の際は、指定のキャプション表記をお願いします。ただし素材技法の表記については、スペースがない場合は省略可とします。

・画像はすべて全図で使用してください。トリミング、縦横比の変更、文字や他のイメージを重ねることはできません。

・以上の点にご留意いただけない場合、所有者などとの間にトラブルが生じることがあります。その場合、主催者側では一切責任を負いかねますのでご注意ください。

・画像は原則データでの送付とさせていただきます。必ずメールアドレスをご記載ください。

● 読者プレゼントの提供について

・本展をご紹介いただく場合、ご希望があれば本展招待券を貴媒体読者プレゼント用に提供します(5 組 10 名様まで)。専用フォームにてお申し込みください。

● 展覧会の取材・撮影について

・本展の取材・撮影をご希望の場合は事前にご連絡ください。ご連絡がない場合、お断りすることがあります。

【広報に関するお問い合わせ】

名古屋市美術館（広報担当：魚住）

〒460-0008 名古屋市中区栄 2-17-25 TEL：052-212-0001 FAX：052-212-0005

メール：ncam_gakugei@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

特別展「生誕 130 年記念 北川民次展ーメキシコから日本へ」広報用画像一覧

画像	キャプション	画像	キャプション
1. 	北川民次 1949年 撮影：松谷錦二郎	7. 	北川民次《雑草の如くⅡ》1948年 油彩／キャンバス 名古屋市美術館
2. 	北川民次《トラルパム霊園のお祭り》1930年 油彩／キャンバス 名古屋市美術館	8. 	北川民次《岩山に茂る》1940年 テンペラ／キャンバス 個人蔵
3. 	北川民次《アメリカ婦人とメキシコ女》1935年（1958年補筆） テンペラ、油彩／板 郡山市立美術館	9. 	北川民次《砂の工場》1959年 油彩／キャンバス 愛知県美術館
4. 	北川民次《鉛の兵隊（銃後の少女）》1939年 油彩／キャンバス 個人蔵	10. 	北川民次《ロバ》1928年 油彩／キャンバス 愛媛県美術館
5. 	北川民次《タスコの祭》1937年 テンペラ／キャンバス 静岡県立美術館	11. 	絵本『マハフノツボ』（表紙）1942年
6. 	北川民次《農漁の図》1943年 油彩／紙、板 東京都現代美術館	12. 	北川民次《瀬戸市立図書館陶壁原画勉強》1970年 グワッシュ／紙 瀬戸市美術館

展覧会紹介文例

【50 文字程度】

北川民次の約 30 年ぶりの回顧展。約 180 点の作品と資料で、メキシコと日本を越境して活躍した作家の実像に迫る。

【100 文字程度】

北川民次の約 30 年ぶりの回顧展です。北川はメキシコで活動後、東京や愛知を拠点に洋画壇で活躍し、子どもの美術教育や壁画制作にも挑みました。絵画約 70 点を含む約 180 点の作品と資料によって作家の実像に迫ります。

【150 文字程度】

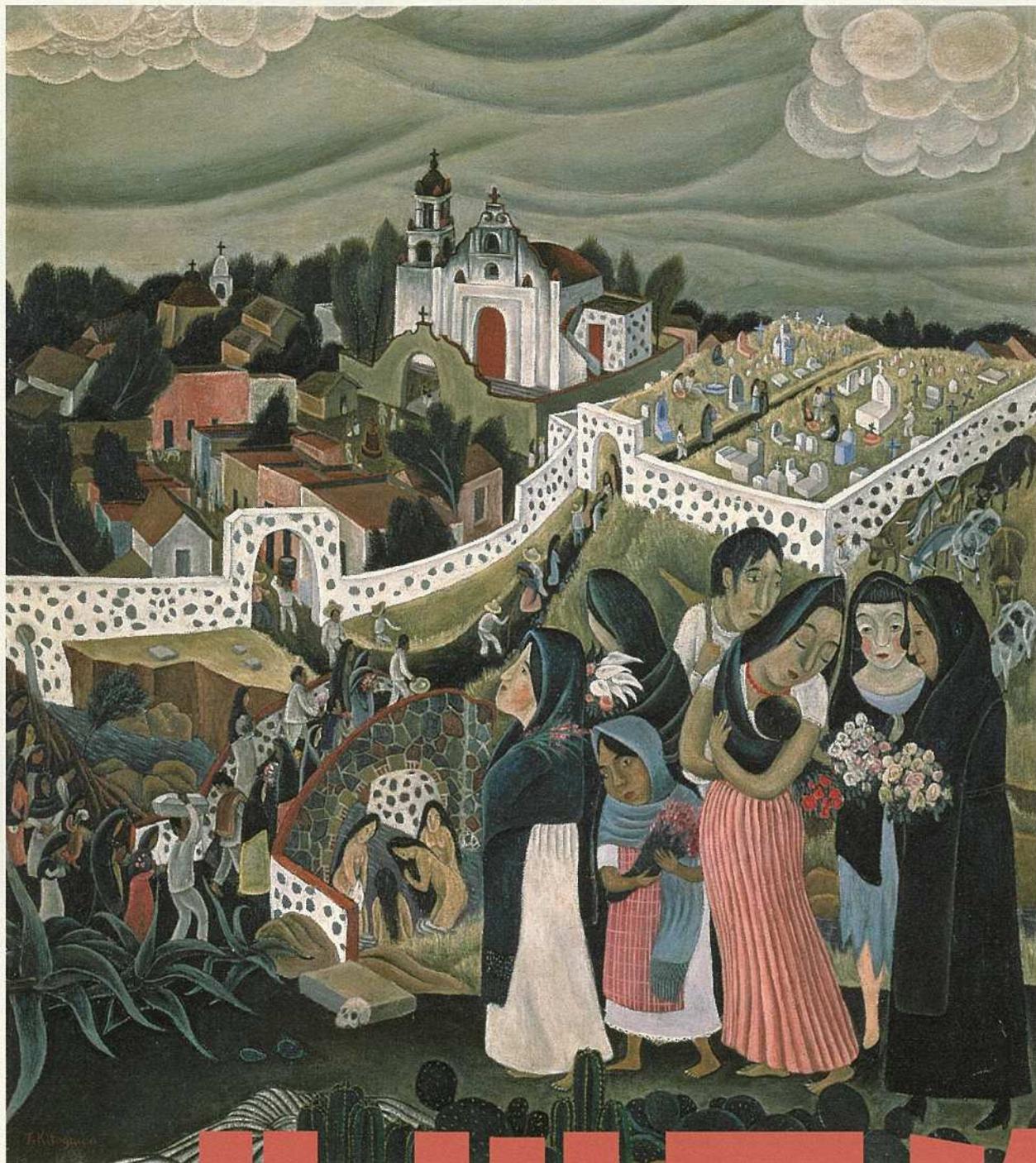
北川民次（1894-1989）の約 30 年ぶりの大規模な回顧展です。北川は 1920-30 年代のメキシコで画家・美術教育者として活動後、東京や愛知を拠点に洋画壇で活躍し、子どもの美術教育や壁画制作にも挑みました。本展では、北川がメキシコ時代に交流した作家や美術運動との関わりも視野に入れながら、約 180 点の作品と資料によって作家の実像に迫ります。

【200 文字程度】

北川民次（1894-1989）の約 30 年ぶりの回顧展です。1920-30 年代のメキシコで画家・美術教育者として活動した北川民次。帰国後は、東京や愛知を拠点に洋画壇で活躍し、子どもの美術教育や壁画制作にも挑みました。本展では、絵画作品約 70 点を含め約 180 点の作品と資料によって、北川がメキシコで学び日本へ帰国後も大事に持ち続けたものを再考します。洋画家・壁画家・絵本制作者・美術教育者など多彩な側面をもつ北川民次の実像に迫る展覧会です。

KITAGAWA TAMUJI RETROSPECTIVE: FROM MEXICO TO JAPAN

メキシコから日本へ



北川民次 (ツルビヤ童画の作者) (1930年 油彩/ナヤン) 名古屋市美術館

2024

6

29

SAT

9

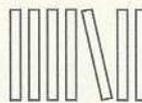
8

SUN

生誕
130年
記念

北川民次

開館時間 | 9:30-17:00、金曜日は20:00まで(入場は閉館の30分前まで)
休館日 | 月曜日(7月15日[月・祝]と8月12日[月・休]は開館)、7月16日[火]、8月13日[火]
主催 | 名古屋市教育委員会・名古屋市美術館、中日新聞社、日本経済新聞社、テレビ愛知
後援 | JR東海、名古屋市立小中学校PTA協議会 協力 | 名古屋市交通局

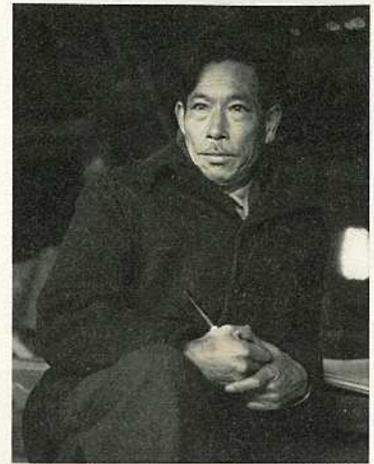


名古屋市美術館
Nagoya City Art Museum

展

メキシコと日本の架け橋となった芸術家 約30年ぶりの回顧展

メキシコで画家・美術教育者として活動した北川民次(1894-1989)。日本へ帰国後は、東京や愛知を拠点に洋画壇で活躍し、子どもの美術教育や壁画制作にも挑みました。本展では、彼がメキシコ時代に交流した作家や美術運動との関わりも視野に入れながら、北川がメキシコで学び日本へ帰国後も大事に持ち続けたものを再考します。絵画作品約70点をはじめ約180点の作品と資料によって、洋画家・壁画家・絵本制作者・美術教育者など多彩な側面をもつ北川民次の魅力に迫る展覧会です。

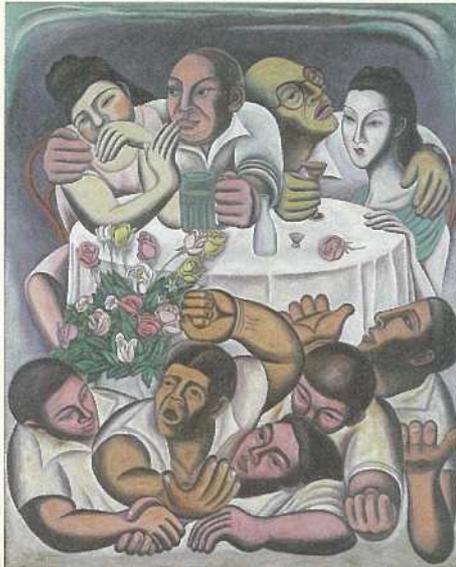


1949年 撮影:松谷錦二郎

北川民次

静岡県生まれ。1914年にアメリカに渡って学び、1921年から約15年にわたってメキシコで画家・美術教育者として活動。1936年に帰国後は東京の洋画壇で活躍し、第二次世界大戦後は瀬戸を拠点に制作を続けた。

KITAGAWA TAMIJI RETROSPECTIVE: FROM MEXICO TO JAPAN



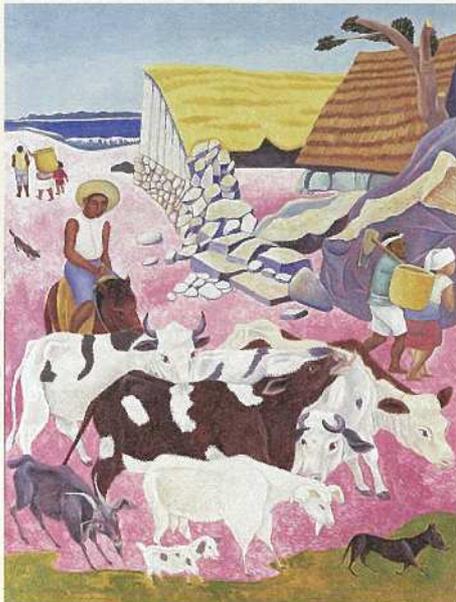
1



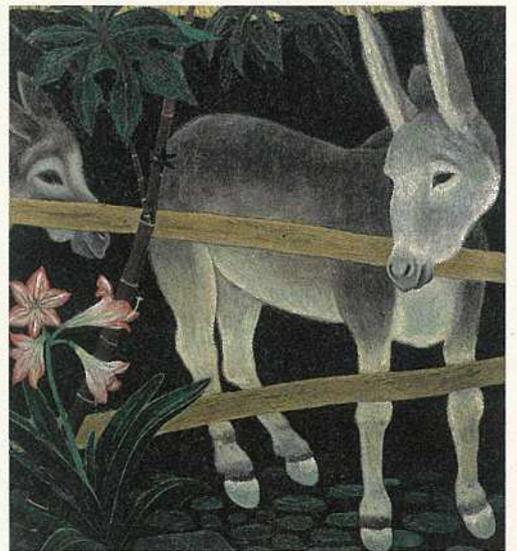
3



4



2



5

- 1.《雑草の如くII》1948年 油彩/キャンパス 名古屋市美術館
- 2.《漁漁の回》1943年 油彩/紙、板 東京都現代美術館
- 3.《兵隊の帰還(後の少女)》1939年 油彩/キャンパス 個人蔵
- 4.《アメリカ婦人とメキシコ女》1935年(1958年補筆) テンペラ、油彩/板 郡山市立美術館
- 5.《ロバ》1928年 油彩/キャンパス 愛媛県美術館 ※いずれも北川民次作

学芸員による解説会

①7月13日(土)14:00~ ②8月18日(日)14:00~
(いずれも約60分、定員180名、先着順)
講師 | 勝田琴絵(名古屋市美術館学芸員)

※入場無料。ただし聴講には本展の観覧券(観覧済みの半券も可)が必要。

観覧料(税込)	当日	前売・団体
一般	1,500円	1,300円
大学・高校生	900円	700円
中学生以下	無料	

※団体料金は20名以上に適用

●障害のある方、難病患者の方は、手帳(マイリD可)または受給者証の提示により本人と付添者2名まで、当日料金の半額でご覧いただけます。 ●高大生チケットあるいは障害者チケットを購入された方と中学生は、当日美術館の受付で証明となるもの(学生証、障害者手帳など)をご提示ください。 ●名古屋市交通局発行の「ドニチエコきっぷ」「一日乗車券」「24時間券」を当日利用して来館された方は100円割引。 ●名古屋市美術館常設展定期観覧券の提示で当日料金から200円割引。 ●いずれも他の割引との併用はできません。 ●会期中、本展の観覧券で常設展もご覧いただけます。

チケット販売場所

チケットぴあ(Pコード:686-920)、セブンチケット(セブンコード:105-624)、イープラス、CNプレイガイド、主なコンビニエンスストア、プレイガイド、名古屋市美術館、中日新聞販売店、Boo-Woo(ブーウー)チケット、ローソンチケットなど(前売券販売期間は4月22日[月]~6月28日[金]、ただしBoo-Wooチケットとローソンチケットについては最新情報をご確認ください)



ご来場は公共交通機関をご利用ください。
地下鉄東山線・鶴舞線「伏見」下車、5番出口から南へ徒歩8分
地下鉄鶴舞線「大須観音」下車、2番出口から北へ徒歩7分
地下鉄名城線「矢場町」下車、4番出口から西へ徒歩10分

名古屋市美術館

Nagoya City Art Museum [芸術と科学の杜・白川公園内]

〒460-0008 名古屋市中区栄2-17-25

TEL 052-212-0001 FAX 052-212-0005

<https://art-museum.city.nagoya.jp/>

X @ncam_chunichi

最新情報はこちら

📍 @kitagawatamiiji2024 名古屋市美術館公式サイト



STOP! ストップ! 特殊詐欺

～被害防止マニュアル～
令和6年・愛知県版



愛知県警察シンボルマスコット
コノハけいぶ

令和5年中、愛知県内では
27億円超えの被害!!

(令和5年中暫定値)

被害者の約 **8割**は
高齢者

犯人に狙われています。

被害の約 **8割**は
固定電話

への着信から
犯人と話さない対策
できていますか？

自分は被害に遭わない、
考えたこともない
と思っていた

約9割

最新の手口
知っていますか？



「私は大丈夫。」ではありません。
犯人は、電話に出してくれる
あなたを探しています。
お友達と一緒に、
「犯人と話さない対策」を
始めましょう!!

特殊詐欺の手口を知ろう。

キャッシュカードを狙う詐欺

「キャッシュカードが悪用されている!？」
「カードの保管(交換)が必要!! 暗証番号が必要!!」

「あなたのキャッシュカードが悪用されている」などと電話がかかってきた後に、警察官や役所職員等になりすました犯人が自宅を訪れ、「カードを封筒に入れて保管(交換)してください」「口座を止めるため、暗証番号を教えてください」などと言われ、被害者が目を離した際にキャッシュカードをすり替えだまし取られる。



愛知県警察公式
YouTubeチャンネル



←手口を確認

キャッシュカードを
見せない、封筒に入れない、渡さない。
暗証番号を教えない。



オレオレ詐欺

「喉の病気で声の調子がおかしい」
「携帯番号が変わった」
「カバンをなくして至急お金が必要」

子や孫をかたり、「喉の病気で声の調子がおかしい」「携帯番号が変わった」「カバンをなくして至急お金が必要」などと言われ、現金をだまし取られる。



愛知県警察公式
YouTubeチャンネル



←手口を確認

「電話番号が変わった」と言われても、
登録してある番号に電話をして確認する。

還付金詐欺

「医療費や保険料の還付金がある!」
「ATMで手続きを!」

役所職員等をかたり「医療費や保険料の還付金がある」、「ATMで手続きが必要」などと言われ、ATMへ誘導され、現金を振り込んでしまう。



愛知県警察公式
YouTubeチャンネル



←手口を確認

ATM+還付金=サギ!!

ATMを操作しながら、携帯電話で話をしている方がいたら振込みボタンを押してしまう前に声を掛けてあげてください。



こんな手口も。幅広い世代が被害にあっています。

架空料金請求詐欺



支払っていない料金があるとメールが届いた！

携帯電話のメールや電話で、「有料サイト利用料金等が未納」、「裁判になる」などと言われ、電子マネーの利用権をだまし取られたり、料金を指定する口座に振り込むよう指示される。

愛知県警察公式
YouTubeチャンネル



←手口を確認

パソコンに突然、警告画面！？



パソコンに突然警告画面が表示され、画面に記載されている電話番号に電話をすると、相手から「ウイルス除去費用としてコンビニ（薬局）で「電子マネーを買ってきて」と言われ、電子マネーの利用権等をだまし取られる。

愛知県警察公式
YouTubeチャンネル



←手口を確認

コンビニ（薬局）で「電子マネーを買ってきて」「番号を教えて」はサギ！！



**高齢者施設に入居する権利が当たった！！
入居しないなら名義を貸して！！
…名義貸しは犯罪です！逮捕されます。**



「高齢者施設の入居権が当たった」、「入居しないなら名義を貸して」などと電話がかかってきた後、弁護士等をかたり「名義貸しは犯罪だ」、「逮捕される」などと言われ不安になり、現金をだまし取られる。誰にも相談できない環境になり、高額のお金をだまし取られる。



愛知県警察公式
YouTubeチャンネル



←手口を確認

「名義貸しは犯罪！逮捕される。」はサギ！！



音声ガイダンスによる特殊詐欺被害も発生しています!!要注意!

もしも電話に出ってしまったら

電話で「お金」「キャッシュカード」

「暗証番号」「電子マネー」の話が出たら、

サギを疑い、いったん電話を切って、

家族や警察に相談しましょう。



1 犯人と「話さない」対策

特殊詐欺の被害にあわないために、家族・地域の方へ伝えてあげてください。
あなたの行動が、大切な人を特殊詐欺から守ることに繋がります。

今すぐ、自宅の電話を
留守番電話設定にしましょう。



愛知県警察公式
YouTubeチャンネル



←対策を確認

電話の相手に警告したり、通話内容を
自動で録音する機能がある
被害防止機能付き電話機に!!



※対応機種は家電メーカー、家電量販店にお問い合わせください。電話機に外付けできるタイプもあります。
※補助金制度を設けている自治体もあります。お住まいの地域の役所にご確認ください。

相手の番号を表示し、非通知を着信拒否するための「**ナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエスト高年齢者無償化サービス**」を利用しましょう。

※本サービスは、NTT西日本の取組であり、70歳以上の契約者又は70歳以上の方と同居している契約者の回線を対象として、月額利用料及び工事費が無料となります。(申込制)
※無償化適用には条件があります。
※詳しくは、NTT西日本特殊詐欺対策ダイヤル 0120-931-965 まで。
(営業時間) 午前9時～午後5時(土、日、祝日も受付中、年末年始12/29～1/3を除きます)

海外との電話が不要な方は、発信・着信を無償で休止できます。
手続きをしましょう。

国際電話番号による特殊詐欺が増えています。+1や+44などから始まる番号からの電話には出ない、かけ直さないようご注意ください。また、海外との電話が不要な方は、発信・着信を無償で休止できます。(固定電話・ひかり電話が対象。そのほかにも一定の条件があります。)

詳しくは、国際電話不取扱受付センター0120-210-364 (通話料無料)

取扱時間 オペレーター案内：平日午前9時から午後5時まで / 自動音声案内：平日、土日祝24時間

また、愛知県内の警察署において、国際電話利用契約利用休止申込書、手続申込用の封筒を備えています。お問い合わせください。

2 キャッシュカードの対策

万が一に備え、キャッシュカードの利用限度額を引き下げておきましょう。
(詳しくは、金融機関の窓口にご相談。)

3 警察署から配信された情報をリアルタイムに確認しよう

これさえあれば必ず役立つ!



防犯情報まるわかりアプリ

アイチポリス



ダウンロードはここから

※本アプリは無料で利用できますが、ダウンロード及び利用時にはデータ通信料がかかります。
※Apple及びAppleのロゴは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。
※Apple Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。
※Google Play及びGoogle Play ロゴは、Google LLC の商標です。

被害防止機能付電話機

作-愛知県警察



「犯人からの電話に出ない対策」を！



「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

地域安全対策ニュース

NO.11



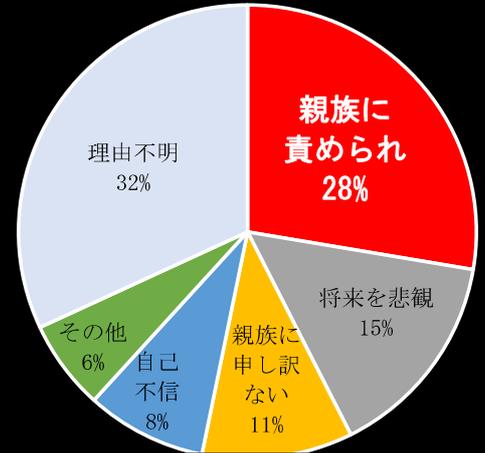
令和6年4月12日

愛知県警察本部
生活安全総務課

守ろう大切な人! 詐欺被害者は**命**が危険!

警察官（職員）に行ったアンケートの回答に、特殊詐欺の被害後、命を絶たれた方に係る事案の経験談が寄せられました。その原因を分類した結果は右グラフのとおりです。

あなたの大切な親族の命を守るため、防犯対策を講じてください。
(本資料は複製、配布可能です。)



アンケート回答から原因を分類

警察官が体験した**悲しい**事例

警察官が体験した事例を抜粋し、紹介します。

- 息子を騙る詐欺の被害者が**息子に非難されたのを**苦に、、、
- 何百万の被害にあった男性が**子供を道連れに**、、、
- **老後の資金**を騙し取られ、悲観して、、、
- **家族に責められ**自責の念にかられ、、、
- 孫の学費の為に貯金していたお金を全て騙し取られ**家族に対する申し訳なさ**から、、、
- 遺書に「**騙されてごめんなさい。**」と記載し、、、
- 被害にあい、**心の病気になった被害者**が、、、

あなたには守れるはずです。防犯対策を↓から確認し、あなたが動いて対策を!

防犯電話機に交換



国際電話を拒否



ナンバー・ディスプレイ等





「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

地域安全対策ニュース

NO.11



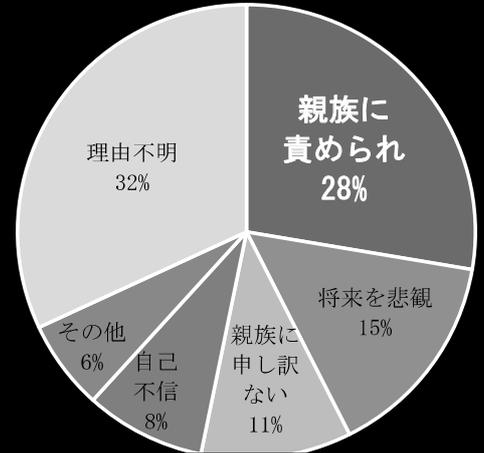
令和6年4月12日

愛知県警察本部
生活安全総務課

守ろう大切な人！詐欺被害者は命が危険！

警察官（職員）に行ったアンケートの回答に、特殊詐欺の被害後、命を絶たれた方に係る事案の経験談が寄せられました。その原因を分類した結果は右グラフのとおりです。

あなたの大切な親族の命を守るため、防犯対策を講じてください。
(本資料は複製、配布可能です。)



アンケート回答から原因を分類

警察官が体験した悲しい事例

警察官が体験した事例を抜粋し、紹介します。

- 息子を騙る詐欺の被害者が息子に非難されたのを苦に、、、
- 何百万の被害にあった男性が子供を道連れに、、、
- 老後の資金を騙し取られ、悲観して、、、
- 家族に責められ自責の念にかられ、、、
- 孫の学費の為に貯金していたお金を全て騙し取られ家族に対する申し訳なさから、、、
- 遺書に「騙されてごめんなさい。」と記載し、、、
- 被害にあい、心の病気になった被害者が、、、

あなたには守れるはずです。防犯対策を↓から確認し、あなたが動いて対策を！

防犯電話機に交換



国際電話を拒否



ナンバー・ディスプレイ等



交通事故日報（令和6年4月17日現在暫定数）

令和6年4月18日
愛知県警察

1 発生状況

区分	日計	月計			年計		
	発生数	発生数	増減数	増減率	発生数	増減数	増減率
人身事故件数	67	1,111	+ 26	+ 2.4	6,885	+ 25	+ 0.4
負傷者数	73	1,327	+ 74	+ 5.9	8,128	+ 70	+ 0.9
重傷者数	1	27	- 8	- 22.9	185	- 16	- 8.0
死者数	1	7	+ 1	+ 16.7	42	+ 1	+ 2.4

2 地域別死者数

区分	日計	月計		年計	
	死者	死者	増減	死者	増減
名古屋市		1	0	13	+ 5
西尾張		2	+ 1	11	+ 3
東尾張		1	+ 1	3	- 2
西三河		2	+ 2	6	- 3
東三河	1	1	- 1	6	- 2
高速		0	- 2	3	0

3 年齢層別死者数

区分	日計	月計		年計	
	死者	死者	増減	死者	増減
子ども		1	+ 1	1	+ 1
若者		1	+ 1	2	- 3
一般成人		3	- 1	19	+ 3
高齢者	1	2	0	20	0

注 子ども15歳以下、若者16歳～24歳、
一般成人25歳～64歳、高齢者65歳以上

4 全国の交通事故死者数（令和6年4月16日現在暫定数）

順位	都道府県	日計	月計		年計		
		死者数	死者数	増減数	死者数	増減数	増減率
1	千葉県	3	8	+ 2	43	+ 7	+ 19.4
2	東京都		7	+ 3	41	+ 11	+ 36.7
2	愛知県		6	+ 2	41	+ 2	+ 5.1
4	兵庫県		1	- 2	31	+ 4	+ 14.8
5	神奈川県		4	+ 1	29	- 3	- 9.4
6	福岡県		4	- 3	27	- 7	- 20.6
6	大阪府		2	- 10	27	- 25	- 48.1
8	広島県		5	+ 2	26	+ 4	+ 18.2
9	茨城県	1	2	- 1	24	- 3	- 11.1
10	埼玉県		4	+ 1	23	- 4	- 14.8
2	愛知県		6	+ 2	41	+ 2	+ 5.1
	中部管区	1	11	- 1	89	- 5	- 5.3
	全国	10	101	+ 3	683	- 28	- 3.9

5 月別死者数（4月17日現在暫定数）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和5年	6	10	19	13	15	9	10	11	13	17	11	11	145
令和6年	10	12	13	7									42
対増減数	+ 4	+ 2	- 6	+ 1									+ 1
対増減率	+ 66.7	+ 20.0	- 31.6	+ 16.7									+ 2.4

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和5年	6	10	19	13	15	9	10	11	13	17	11	11	145
1日当たり	0.19	0.36	0.61	0.43	0.48	0.30	0.32	0.35	0.43	0.55	0.37	0.35	0.40
令和6年	10	12	13	7									42
1日当たり	0.32	0.41	0.42	0.41									0.39

6 10日間死者数 ※原則、10日間10人以上で警報発令となります。

10日間死者数	合計	4月8日(月)	4月9日(火)	4月10日(水)	4月11日(木)	4月12日(金)	4月13日(土)	4月14日(日)	4月15日(月)	4月16日(火)	4月17日(水)
	5	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1